

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準
第15次改正 令和6年3月31日こども家庭庁・厚生労働省告示 第6号

補装具製作要素 (購入・借受け・修理) 基準表

○ 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

平成18年 9月29日
厚生労働省告示第528号

【一部改正】

第1次改正	平成19年 6月29日	厚生労働省告示	第231号
第2次改正	平成20年 3月31日	厚生労働省告示	第147号
第3次改正	平成21年 3月31日	厚生労働省告示	第209号
第4次改正	平成22年 3月31日	厚生労働省告示	第124号
第5次改正	平成24年 3月30日	厚生労働省告示	第277号
第6次改正	平成25年 1月18日	厚生労働省告示	第 6号
第7次改正	平成26年 3月31日	厚生労働省告示	第161号
第8次改正	平成27年 3月31日	厚生労働省告示	第202号
第9次改正	平成30年 3月23日	厚生労働省告示	第121号
第10次改正	令和 元年 9月 2日	厚生労働省告示	第100号
第11次改正	令和 2年 3月31日	厚生労働省告示	第157号
第12次改正	令和 3年 3月31日	厚生労働省告示	第145号
第13次改正	令和 4年 3月31日	厚生労働省告示	第129号
第14次改正	令和 5年 3月31日	厚生労働省告示	第140号
第15次改正	令和 6年 3月29日	こども家庭庁・厚生労働省告示	第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を次のように定め、平成18年10月1日から適用する。

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第25項に規定する厚生労働大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、**姿勢**保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意意思伝達装置とし、次項から第6項までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。
ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第76条第3項の規定による身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。
- 2 前項ただし書の補装具は、購入又は修理をするものであって、同項前段に掲げる補装具の種目に該当し、かつ、別表の規定によらないものとする。
- 3 法第76条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による**上限価格**の100分の106に相当する額とする。ただし、第1項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。
- 4 別表の1の(4)の装具(レディメイド)の購入等に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による**上限価格**の100分の100に相当する額とする。(新設)
- 5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前2項の規定にかかわらず、別表の規定による**上限価格**の100分の110に相当する額とする。
 - 一、別表の1の(8)の**その他の表に掲げる眼鏡**(遮光用及び弱視用を除く。)の購入
 - 二、別表の1の(8)の**その他の表に掲げる歩行補助つえ**(プラットホーム杖に限る。)の購入
 - 三、【新設】別表の3の(1)エの表に掲げる**断端袋の交換**
 - 四、【新設】別表の3の(2)のエの表に掲げる**断端袋の交換**
 - 五、【新設】別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる**付属品交換**(別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけスポークカバー及びリフレクタの交換に限る。)ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。)

六、別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)の工の(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換
バッテリーの項に掲げるバッテリー交換(リチウムイオン電池)及びバッテリー交換(ニッケル水素電池)並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換

七、【新設】 別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換

八、【新設】 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

九、【新設】 別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

十、【新設】 別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

十一 別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換

十二 別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換、固定台(自立スタンド式)交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置(スイッチ)交換、帯電式入力装置(スイッチ)交換、筋電式入力装置(スイッチ)交換、光電式入力装置(スイッチ)交換、呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換、圧電素子式入力装置(スイッチ)交換、空気圧式入力装置(スイッチ)交換、視線検出式入力装置(スイッチ)交換及び遠隔制御装置交換

十三 別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理

6 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第3項または前項の費用の額の基準は、前3項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第3項又は前項に掲げる額の100分の95に相当する額とする。

前 文(抄) (平成19年 6月29日厚生労働省告示第231号) 平成19年 7月 1日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前に補装具の購入等に係る申請があり、かつ、この告示による改正後の額がこの告示による改正前の額を下回る場合には、補装具の購入等に要する費用の額の算定に当たっては、なお従前の例による。

前 文(抄)	(平成20年 3月31日厚生労働省告示第147号)	平成20年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成21年 3月31日厚生労働省告示第209号)	平成21年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成22年 3月31日厚生労働省告示第124号)	平成22年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成24年 3月30日厚生労働省告示第277号)	平成24年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成25年 1月15日厚生労働省告示第6号)	平成25年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成26年 3月31日厚生労働省告示第161号)	平成26年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成27年 3月31日厚生労働省告示第202号)	平成27年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(平成30年 3月23日厚生労働省告示第121号)	平成30年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和元年 9月 2日厚生労働省告示第100号)	令和 元年 10月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和2年 3月31日厚生労働省告示第157号)	令和 2年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和3年 3月31日厚生労働省告示第145号)	令和 3年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和4年 3月31日厚生労働省告示第129号)	令和 4年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和5年 3月31日厚生労働省告示第140号)	令和 5年 4月 1日から適用する。
前 文(抄)	(令和6年 3月29日こども家庭庁・厚生労働省告示第6号)	令和6年 4月 1日から適用する。

※ 前年度との変更点として、**制度名称・部品等の名称・価格・新たに追加された項目・価格変更等は赤文で記載し、削除された項目等は青文字で記載しています。**

※ 今年度の改正より、オーダーメイド及びレディーメイドが新設され明確化が図られていますので各部品(要素)の積算・加算にあたっては十分注意してください。

※ 今年度の改定により、断端袋は完成用部品から製作要素基準に移行されていますので注意してください。資料には東京都基準の枚数を併記してありますが、他の行政では取り扱いが異なりますので注意してください。

※ その他資料の記載内容等について、間違やお気づきの点がありましたらご連絡をお願いします。

補装具製作要素(購入・借受け・修理)基準表 目次

義手(殻構造)

1 購入基準【新基準】		
(1)殻構造義手		5 ~ 6
ア 基本工作法		6
イ 採型区分		7
ウ 基本価格		7
エ 製作要素価格		
(ア)ソケット		8
(イ)ソフトインサート		9
(ウ)支持部		9
(エ)義手用ハーネス及び義足懸垂用 部品並びに断端袋		10
(オ)外装		10
オ 完成用部品		10
カ 耐用年数		
(ア)義肢本体		11
(イ)完成用部品		11
キ 使用年数		11
		12
3 修理基準		12
ア ソケットの交換		12
(ア)複製価格		12
(イ)ソケットの価格		13
イ ソフトインサートの交換		13
ウ 支持部の交換		13
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品 並びに断端袋の交換		13
オ 外装の更新		
カ 完成用部品の交換		14
(ア)アライメント調整を必要とするもの		14
(イ)アライメント調整を必要としないもの		14

義手(骨格構造)

1 購入基準【新基準】		
(2)骨格造義手		15
ア 基本工作法		15
イ 採型区分		16
ウ 基本価格		16
エ 製作要素価格		
(ア)ソケット		16
(イ)ソフトインサート		17
(ウ)支持部		17
(エ)義手用ハーネス及び義足懸垂用 部品並びに断端袋		17
(オ)外装		17
オ 完成用部品		18
カ 耐用年数		18
キ 使用年数		18
3 修理基準		18
ア ソケットの交換		19
(ア)複製価格		19
(イ)ソケットの価格		19
イ ソフトインサートの交換		19
ウ 支持部の交換		20
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品 並びに断端袋の交換		20
オ 外装の交換		20
カ 完成用部品の交換		20

義足(殻構造)

1 購入基準【新基準】		
(1)殻構造義足		21
ア 基本工作法		22
イ 採型区分		22
ウ 基本価格		23
エ 製作要素価格		
(ア)ソケット		24
(イ)ソフトインサート		25
(ウ)支持部		25
(エ)義手用ハーネス及び義足懸垂用 部品並びに断端袋		26
(オ)外装		27
オ 完成用部品		27
カ 耐用年数		
(ア)義肢本体		27
(イ)完成用部品		27
キ 使用年数		28
		28
3 修理基準		28
ア ソケットの交換		28
(ア)複製価格		28
(イ)ソケットの価格		29
イ ソフトインサートの交換		29
ウ 支持部の交換		30
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品 並びに断端袋の交換		30
オ 外装の更新		31
カ 完成用部品の交換		31
(ア)アライメント調整を必要とするもの		31
(イ)アライメント調整を必要としないもの		31

義足(骨格構造)

1 購入基準【新基準】		
(1)骨格構造義足		32
ア 基本工作法		32
イ 採型区分		33
ウ 基本価格		33
エ 製作要素価格		
(ア)ソケット		34
(イ)ソフトインサート		34
(ウ)支持部		35
(エ)義手用ハーネス及び義足懸垂用 部品並びに断端袋		35
(オ)外装		36
オ 完成用部品		36
カ 耐用年数		36
キ 使用年数		36
3 修理基準		37
ア ソケットの交換		37
(ア)複製価格		37
(イ)ソケットの価格		37
イ ソフトインサートの交換		38
ウ 支持部の交換		38
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品 並びに断端袋の交換		38 ~ 39
オ 外装の交換		39

装 具	
1 購入基準【新基準 オーダーメイド】	40 ~ 42
ア 基本工作法	43
A 下肢装具	
イ 採型区分	44
ウ 基本価格	44
エ 製作要素価格	
a 継手	45
b 支持部	45
c その他加算要素	46
d 発育性股関節形成不全用装具 の加算要素【新設】	46
B 靴型装具	
イ 採型区分	47
ウ 基本価格	47
エ 製作要素価格	
a 製作要素	
(a) 患 足	47
(b) 健 足	47
b 付属品等の加算要素	48
C 体幹装具	
イ 採型区分	49
ウ 基本価格	49
エ 製作要素価格	
a 支持部	50
b その他加算要素	51
D 上肢装具	
イ 採型区分	52
ウ 基本価格	52
エ 製作要素価格	
a 継手	53
b 支持部	54
c その他加算要素	54
オ 完成用部品 別巻参照	55
3 修理基準	
(3) 装 具	55
カ 耐用年数	56
(ア) 装具本体	56
(イ) 完成用部品	57
キ 使用年数	57
(4) 装 具【新基準 レディーメイド】	57
ア 基本価格【新設】	57
イ 本体価格【新設】	57
ウ 耐用年数及び使用年数【新設】	57

姿勢保持装置	
(5) 姿勢保持装置	58
ア 基本工作法	58
イ 身体部位区分	58
ウ 基本価格	58
エ 製作要素価格	59 ~
(ア) 支持部	59
(イ) 支持部の連結	59
(ウ) 構造フレーム	59
(エ) 付属品	60
(オ) 調整機構	61
オ 完成用部品	61
カ 耐用年数【新規】	61
3 修理基準	
(5) 姿勢保持装置	62

(6) 車椅子	
【新設 車椅子とは、】	63
ア 基本工作法	63
イ 基本価格	63
ウ 本体価格	63
エ 加算要素価格	
(ア) 機構加算	63
(イ) 構造部品加算	64
(ウ) 付属品	64 ~ 65
オ 耐用年数	65
3 修理基準	66 ~ 67
(7) 電動車椅子	
【新設 電動車椅子とは、】	67
ア 基本工作法	67
イ 基本価格	67
ウ 本体価格	68
エ 加算要素価格	
(ア) 機構加算	68
(イ) 構造部品加算	68
(ウ) 付属品	69
オ 耐用年数	69
3 修理基準	
ア 標準型	70 ~ 72
ア 簡易型	72
(7) その他	
1 購入基準	73 ~ 76
3 修理基準	77 ~ 79
2 借受け基準	77 ~ 79
(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品	80
(2) その他	80

~

義 手

1 購入基準【新基準】

(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

(新設) 義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	採型区分	定 義	備 考
肩義手	A-1	<p>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸けい部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。 なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。 なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
肘義手	A-3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。 なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
前腕義手	A-4	<p>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。 なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。

1 購入基準【新基準】

(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

名 称	採型区分	定 義	備 考
手 義 手	A-5	<p>手義手とは、手関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。</p>	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
手部義手	A-6	<p>手部義手とは、手根中手切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【能 動 式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【電 動 式】 継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</p> <p>【そ の 他】 能動式・電動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)及び作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。</p>	
手指義手	A-6 (多指切断) A-7 (1指切断)	<p>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。</p> <p>【能 動 式】 切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>【そ の 他】 能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)のものを含む。</p>	

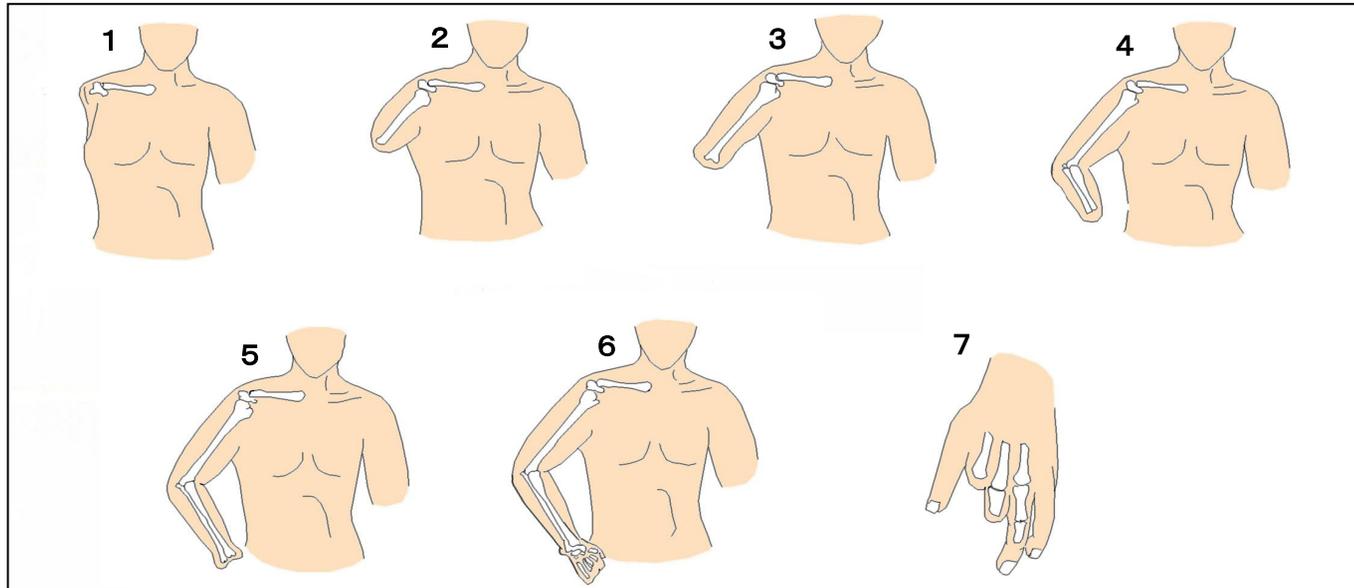
(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

ア 基本工作法

行 程	作 業 内 容
(ア)断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等)の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認(電動式)
(イ)採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定(電動式)
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラ収納場所の確保(電動式)
(ク)組 立 て	継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け
(ケ)仮合わせ	ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、電極の位置確認及び感度調整(電動式)、義手操作の基本の指導並びに適合の修正
(コ)外装及び仕上げ	外形の研削、ストックネットの被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工(電動式)
(サ)適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

1 購入基準(1) 義肢一般構造義肢【義手】

イ 採型区分



ウ 基本価格 (A義手)

名称	採型区分	形式	上限価格(円)	備考
義手用	A-1	装飾用【削除】	36,200	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、 <u>15,000</u> 円増しとすること。
		作業様【削除】	36,200	
		能動式	50,900	
		電動式	90,800	
		その他【新設】	38,200	
	A-2	装飾用【削除】	38,500	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600</u> 円増しとすること。
		作業様【削除】	38,500	
		能動式	47,800	
		電動式	84,000	
		その他【新設】	40,700	
	A-3	装飾用【削除】	35,100	全ての型式において、吸着式は、 <u>29,600</u> 円増しとすること。
		作業様【削除】	35,100	
		能動式	43,000	
		電動式	75,900	
		その他【新設】	37,100	
	A-4	装飾用【削除】	34,100	全ての型式において、顎上懸垂式は、 <u>14,800</u> 円増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200</u> 円増しとすること。
		作業様【削除】	34,100	
		能動式	37,800	
		電動式	66,900	
		その他【新設】	36,000	
A-5	装飾用【削除】	30,900		
	作業様【削除】	30,900		
	能動式	37,200		
	電動式	65,400		
	その他【新設】	32,600		
A-6	装飾用【削除】	11,800		
	作業様【削除】	11,800		
	能動式	18,900		
	電動式	33,400		
	その他【新設】	12,400		
A-7	装飾用【削除】	11,800		
	作業様【削除】	11,800		
	能動式	14,600		
	その他【新設】	9,950		

(注)

1. 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
2. ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。
3. 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを用いる場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

1 購入基準(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

Ⅱ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
義手用	A-1	アルミニウム・セルロイド【削除】		11,700	【新設】 電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	10,100	9,550	
		熱硬化性樹脂	22,600	21,400	
		熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		21,900	
		熱可塑性樹脂	5,750	5,450	
		熱可塑性樹脂(電動式)【削除】		6,000	
	A-2	アルミニウム・セルロイド【削除】		10,300	【新設】 電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	13,300	12,600	
		熱硬化性樹脂	15,500	14,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		15,200	
		熱可塑性樹脂	7,500	7,100	
		熱可塑性樹脂(電動式)【削除】		7,550	
	A-3	アルミニウム・セルロイド【削除】		10,300	【新設】 電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	14,300	13,600	
		熱硬化性樹脂	15,500	14,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		15,200	
		熱可塑性樹脂	5,300	5,050	
		熱可塑性樹脂(電動式)【削除】		5,550	
	A-4	アルミニウム・セルロイド【削除】		9,100	【新設】 電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	13,100	12,400	
		熱硬化性樹脂	15,200	14,400	
		熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		14,800	
		熱可塑性樹脂	5,200	4,950	
		熱可塑性樹脂(電動式)【削除】		5,450	
	A-5	アルミニウム・セルロイド【削除】		10,900	【新設】 電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	9,900	9,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	13,700	
		熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		14,100	
熱可塑性樹脂		7,500	7,100		
熱可塑性樹脂(電動式)【削除】			7,600		
A-6	セルロイド【削除】		8,900	【新設】 電動式は、520円増しとすること。	
	皮 革	9,650	9,150		
	熱硬化性樹脂	11,700	11,100		
	熱硬化性樹脂(電動式)【削除】		11,500		
	熱可塑性樹脂	7,350	6,950		
	熱可塑性樹脂(電動式)【削除】		7,350		
A-7	皮 革	4,300	4,100		
	熱硬化性樹脂	4,350	4,150		
	熱可塑性樹脂	3,750	3,550		

(注)

【新設】 アルミニウムについては、皮革に準ずること。

1 購入基準(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

工 製作要素価格

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用	A-1	皮革	4,950	4,700	
		軟性発泡樹脂	5,050	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	8,100	
	A-2	皮革	4,350	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	7,750	
	A-3	皮革	4,350	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	7,750	
	A-4	皮革	4,250	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	7,500	
	A-5	皮革	4,250	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900	7,500	

(注)

- 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
- ソフトインサートは、骨突起部に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名称	形式	部位	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用	能動式	肩部		9,500	9,000	肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,900円増しとすること。
			上腕部	アルミニウム・セルロイド(削除)		
		熱硬化性樹脂		26,400	25,000	
		熱可塑性樹脂(新設)		8,500		
		前腕部		アルミニウム・セルロイド(削除)		
			熱硬化性樹脂(削除) (新設)	21,700	20,600	
	電動式	肩部		11,500		
		上腕部		32,500		
		前腕部		26,700		
		手部		26,700		
	その他	肩部		9,500		
		上腕部	熱硬化性樹脂	26,400		
			熱可塑性樹脂	8,500		
		前腕部	熱硬化性樹脂	21,700		
	熱可塑性樹脂		10,700			

(注)

- 義手用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。

1 購入基準(1) 義肢－殻構造義肢【義手】

工 製作要素価格

(工) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	22,500	
		肩たすき一式	11,900	11,300	
	上腕義手用 肘義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	22,300	
		肩たすき一式	11,900	11,300	
		8字ハーネス一式	10,800	10,300	
	前腕義手用 手義手用 (新設) 手部義手用 (新設)	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	19,100	
		8字ハーネス一式	8,750	8,300	
		9字ハーネス一式	5,650	5,350	
		たわみ式肘継手(一組)	2,750	2,600	
		Yストラップ(新規)	2,750		
		前方支持バンド(削除)		2,600	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,700	5,400	
	断端袋	上腕用		3,350	
前腕用			3,550		

(オ) 外装

名称	外装部位	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用	肩部	皮革	6,200	5,900	
		プラスチック	17,100	16,200	
		塗装	2,200	2,100	
	上腕部	皮革	6,400	6,050	
		プラスチック	16,600	15,700	
		塗装	1,950	1,850	
	前腕部	皮革	6,200	5,900	
		プラスチック	13,000	12,300	
		塗装	2,050	1,950	

オ 完成用部品(A義手)

完成用部品の一覧は巻末の「オ 完成用部品」の殻構造義手を参照

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

1 購入基準(1) 義肢一般構造義肢【義手】

力 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	形 式	耐用年数(年)	備 考	
義 手	肩 義 手	装飾用(削除)	4(削除)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 【新設】耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数一律に適用しないこと。	
		作業用(削除)	3(削除)		
		能 動 式	3		
		電 動 式	3		
		その他(装飾用以外)	3		←【新設】
		その他(装 飾 用)	4		←【新設】
	上 腕 義 手	装飾用(削除)	4(削除)		
		作業用(削除)	3(削除)		
		能 動 式	3		
		電 動 式	3		
		その他(装飾用以外)	3		←【新設】
		その他(装 飾 用)	4		←【新設】
	肘 義 手		3		
	前 腕 義 手		3		
	手 義 手		3		
	手 部 義 手	装飾用(削除)	1(削除)		
		作業用(削除)	2(削除)		
		能 動 式	3		←【新設】
		電 動 式	3		
		その他(装飾用以外)	2		←【新設】
その他(装 飾 用)		1	←【新設】		
手 指 義 手	装飾用(削除)	1(削除)			
	作業用(削除)	2(削除)			
	能 動 式	2	←【新設】		
	その他(装飾用以外)	2	←【新設】		
	その他(装 飾 用)	1	←【新設】		

(イ) 完成用部品

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リ ス ト メ タ ル(削除)	3(削除)	
手 部	1	
手 袋	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4カ月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 【新設】なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
1～2歳	6カ月	
3～5歳	10カ月	
6～14歳	1年	
15～17歳	1年6カ月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1.義肢本体のうち「手部義手」及び「手指義手」の「その他(装飾用)」 2.完成用部品のうち「手部(手袋以外の手先具)」及び「手袋」 3.完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」

3 修理基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義手】

修理項目	上限価格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネスの交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)の力に掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。

(注)

1. ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
2. ア、ウ及びカの場合、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換【A 義手】

【新設】

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。

ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名称	採型区分	形式	上限価格 (円)	価格(円)削除		備考	
				基本価格	複製価格	新制度	旧制度
義 手 用	A-1	装飾用(削除)		41,400	25,900	全ての型式において、 肩甲胸郭間切断用は 15,000円増しとす ること。	肩甲胸郭間切断用 は、14,200円増し とすること。
		作業用(削除)		41,400	25,900		
		能動式	37,200	53,200	35,200		
		電動式	63,900	91,100	60,400		
		その他(新設)	27,400				
	A-2	装飾用(削除)		44,000	29,400	全ての型式において、 吸着式は、29,600 円増しとすること。	吸着式は、 28,000円増しと すること。
		作業用(削除)		44,000	29,400		
		能動式	34,800	50,700	32,900		
		電動式	59,200	84,600	56,000		
		その他(新設)	31,100				
	A-3	装飾用(削除)		41,600	26,700	全ての型式において、 吸着式は、29,600 円増しとすること。	吸着式は、 28,000円増しと すること。
		作業用(削除)		41,600	26,700		
		能動式	32,000	46,900	30,300		
		電動式	53,900	77,100	51,000		
		その他(新設)	28,200				
	A-4	装飾用(削除)		42,800	23,800	全ての型式において、 顎上懸垂式は、 14,800円増しとす ること。スプリットソケッ トは、22,200円増し とすること。	'顎上懸垂式は、 14,000円増しと すること。スプリッ トソケットは、 21,000円増しと すること。
		作業用(削除)		42,800	23,800		
		能動式	27,700	44,400	26,200		
		電動式	47,900	68,500	45,300		
		その他(新設)	25,100				
A-5	能動式(新設)	27,100					
	電動式	46,800	67,100	44,300			
	その他(新設)	22,700					
A-6	能動式(新設)	13,800					
	電動式	25,700	36,800	24,300			
	その他(新設)	8,650					

(注)

1. 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
2. チェックソケット加算は出来ないこと。(新設)

3 修理基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義手】

ア ソケットの交換

(イ) ソケットの価格

【新設】

1の(1)の工の(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格 円(削除)		備考
				ソケット交換に付随する場合(削除)	単独の場合(削除)	
義手用	A-1	皮革	13,000	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	17,400	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	8,100	20,300	
	A-2	皮革	11,700	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	16,700	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	7,750	17,600	
	A-3	皮革	11,700	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	16,500	4,650	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500	7,750	17,500	
	A-4	皮革	10,700	4,050	10,200	
		軟性発泡樹脂	15,400	4,650	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600	7,500	16,700	
	A-5	皮革	11,200	4,050	10,600	
		軟性発泡樹脂	16,600	4,650	15,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	19,100	7,500	18,100	

(注)

1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

【新設】

1の(1)の工の(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用ハーネス	一式交換	4,950	4,700	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	美錠締革交換(削除)		1,800	
	美錠留革交換(削除)		1,900	
	たわみ式肘継手交換(削除)		1,750	
	前方支持バンド交換(削除)		1,750	
	上腕カフ(三頭筋パッド)交換	3,500	3,350	
	その他の交換(新設)	1,900		
【新設】断端袋	上腕用	3,350		年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給できること。
	前腕用	3,550		

オ 外装の更新

名称	外装部位	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手	肩	皮革	7,550	7,150	
		プラスチック	21,200	20,100	
		塗装	4,400	4,200	
	上腕部	皮革	8,100	7,700	
		プラスチック	21,200	20,400	
		塗装	4,400	4,200	
	前腕部	皮革	8,100	7,700	
		プラスチック	17,100	16,200	
		塗装	4,400	4,200	

3 修理基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義手】

カ 完成用部品の交換

(新設)

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	作業上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用	肩継手部品	17,800	16,900	
	肘継手部品	10,600	10,100	
	手継手部品	4,050	3,850	
溶接		10,500	10,000	価格は、1か所あたりのものであること。

(注)

1. 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。
2. ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	交換部品	作業上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用	肩継手部品	4,950	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,650	6,300	
	肘ヒンジ継手部品	3,750	3,550	
	手継手部品	3,650	3,450	
	手先具部品	3,000	2,850	
	コントロールケーブル部品	3,150	3,000	
	電極部品	1,250	1,200	
	接続ケーブル部品	1,250	1,200	
溶接		2,150	2,050	価格は、1か所あたりのものであること。

(注)

1. 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。
2. 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができないものとする。

1 購入基準【新基準】

(2)義肢－骨格構造義肢【義手】

(新設)

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

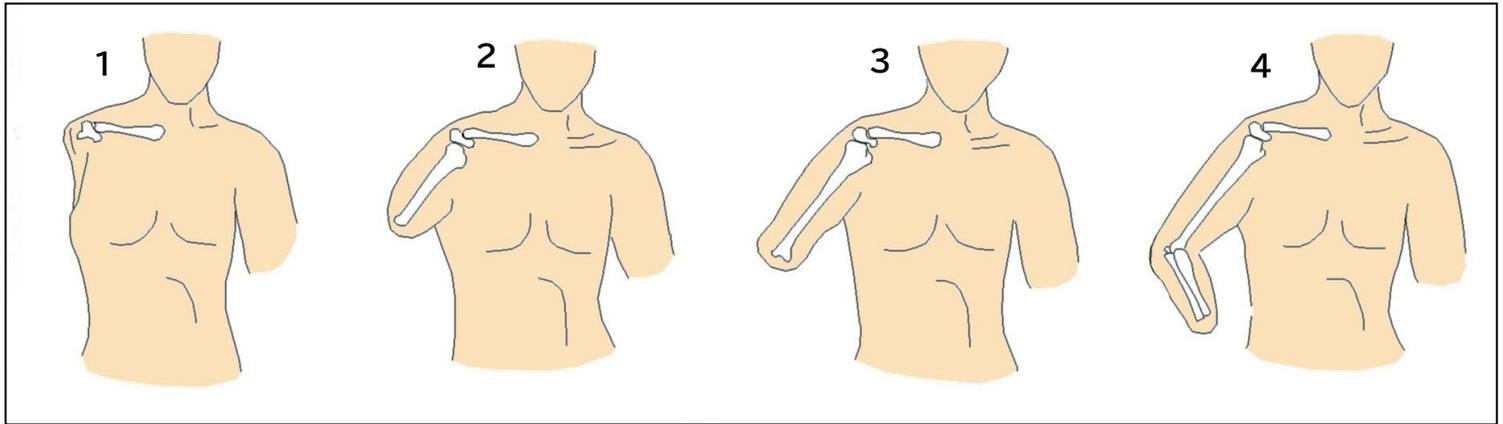
名 称	採型区分	定 義	備 考
肩義手	A-1	肩義手とは、肩甲骨郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【能動式】 主として、上肢帯及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの 【その他】 能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)、作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
上腕義手	A-2	上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【能動式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの 【その他】 能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
肘義手	A-3	肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【能動式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの 【その他】 能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。
前腕義手	A-4	前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【能動式】 上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの 【その他】 能動式以外のもの。装飾用(外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの)作業用(就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの)のものを含む。	作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。

ア 基本工作法【骨格構造 義手】

行 程	作 業 内 容
(ア)断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合
(ク)組 立 て	継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け
(ケ)仮合わせ	ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正
(コ)外装及び仕上げ	フォームカバーの穴掘り及び外形の研削、ストックネットの被覆
(サ)適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

イ 採型区分



ウ 基本価格

名称	採型区分	形式	上限価格(円)	旧価格(円)	備考	
義手用	A-1	装飾用(削除)		36,200	肩甲胸郭間切断用は15,000円増しとすること。	
		能動式(新設)	50,900			
		その他(新設)	38,200			
	A-2	装飾用(削除)			38,500	吸着式は29,600円増しとすること。
		能動式(新設)	47,800			
		その他(新設)	40,700			
	A-3	装飾用(削除)			34,100	吸着式は29,600円増しとすること。
		能動式(新設)	43,000			
		その他(新設)	37,100			
	A-4 (新設)	能動式(新設)	37,800			顎上懸垂式は14,800円増しとすること。 スプリットソケットは22,200円増しとすること。
		その他(新設)	36,000			

- (注)
- 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式すること。
 - ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。
 - 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット、坐骨収納型ソケットのチェックソケット、の材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)		
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド(削除)		11,700		
		皮革	10,100	9,550		
		熱硬化性樹脂	22,600	21,400		
		熱可塑性樹脂	5,750	5,450		
	A-2	アルミニウム、セルロイド			10,300	
		皮革	13,300	12,600		
		熱硬化性樹脂	15,500	14,700		
		熱可塑性樹脂	7,500	7,100		
	A-3	アルミニウム、セルロイド			9,100	
		皮革	13,100	12,400		
		熱硬化性樹脂	15,200	14,400		
		熱可塑性樹脂	5,200	4,950		
A-4 (新設)	皮革(新設)	13,100				
	熱硬化性樹脂(新設)	15,200				
	熱可塑性樹脂(新設)	5,200				

- 【新設】
(注) アルミニウムについては、皮革に準ずること。

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

工 製作要素価格

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格(円)	旧価格(円)	
義手用	A-1	皮 革	4,950	4,700	
		軟性発泡樹脂	5,050	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	8,100	
	A-2	皮 革	4,350	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	7,750	
	A-3	皮 革	4,350	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,900	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	7,500	
	A-4 (新設)	皮 革	4,250		
		軟性発泡樹脂	4,900		
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900		

(注)

1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
肩 義 手 用	15,300	14,500	【新設】 ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,850円増しとすること。
上 腕 義 手 用	12,100	11,500	【新設】 幹部を使用する場合を含むこと。
肘 義 手 用(新設)	12,100		【新設】 幹部を使用する場合を含むこと。
前 腕 義 手 用	12,000	11,400	【新設】 幹部を使用する場合を含むこと。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区 分	名 称	使 用 部 品	上限価格(円)	旧 価 格(円)	備 考
義手用ハーネス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	22,500	
		肩たすき一式	11,900	11,300	
	上腕義手用 肘義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	22,300	
		肩たすき一式	11,900	11,300	
		8字ハーネス一式	10,800	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,100	19,000	
		8字ハーネス一式	8,750	8,300	
		9字ハーネス一式	5,650	5,350	
		上腕カフ(三頭筋パッド)	5,700	5,400	
	【新設】 断端袋	上 腕 用		3,350	
前 腕 用			3,550		

(オ) 外 装 (骨格構造義手)

名 称	上限価格(円)	旧 価 格(円)	備 考
肩 義 手 用	12,100	11,500	
上 腕 義 手 用	9,600	9,100	
肘 義 手 用(新設)	9,050		
前 腕 義 手 用	8,550	8,100	

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

オ 完成用部品

【新設】完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
パイプ(チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。【新設】
継 手 類	3	
リ ス ト メ タ ル(削除)	3(削除)	
手 部	3	
タ ー ン テ ー ブ ル	3	
手 袋	1.5	
フォームカバー(義手用)	1.5	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 【新設】 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
15～17歳	1年6カ月	

外装の交換の上限価格をもって修理価格の限額とすること。

3 修理基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	(削除) 1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 【新設】 ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。 ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	(削除) 1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。 【新設】 ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のイの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(2)のイの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネスの交換	交換した義手用ハーネス上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,900円を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。※断端袋(削除)
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。

(注)

- アまたはウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
- ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
- 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

3 修理基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

ア ソケットの交換

【新設】

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。

ただし、電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア)複製価格

名称	採型区分	形式	上限価格 (円)	旧 価 格(円)		備 考	
				基本価格	複製価格		
義 手 用	A-1	装飾用(削除)		41,400	25,900	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。	
		能動式(新設)	37,200				
		その他(新設)	27,400				
	A-2	装飾用(削除)			44,000	29,400	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		能動式(新設)	34,800				
		その他(新設)	31,100				
	A-3	装飾用(削除)			42,800	23,800	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		能動式(新設)	32,000				
		その他(新設)	28,200				
	A-4	能動式(新設)	27,700				全ての型式において、顎上支持式は、14,800円増しとすること。スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
		その他(新設)	25,100				

(注)

1. 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。

【新設】 2. チェックソケット加算はできないこと。(新設)

(イ) ソケットの価格

【新設】 1の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	旧 価 格(円)		備 考
				ソケット交換に 付随する場合	単独の場合	
義 手 用	A-1	皮 革	13,000	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	17,400	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	8,100	20,300	
	A-2	皮 革	11,700	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	16,700	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	7,750	17,600	
	A-3	皮 革	11,700	4,050	10,100	
		軟性発泡樹脂	16,500	4,650	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500	7,500	16,700	
A-4 (新設)	皮 革	10,700				
	軟性発泡樹脂	15,400				
	皮革・軟性発泡樹脂	17,600				

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

3 修理基準 (2)義肢－骨格構造義肢【義手】

ウ 支持部の交換

【新設】 1の(2)の工の(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交換部品	作業上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義手用 ハーネス	一式交換	4,950	4,700	【新設】 義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	美錠締革交換(削除)		1,800	
	美錠留革交換(削除)		1,900	
	上腕カフ(三頭筋パッド)交換	3,500	3,350	
	その他の交換(新設)	1,900		
断端袋 (新設)	上腕用(新設)	3,350		【新設】 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
	前腕用(新設)	3,550		

オ 外装の交換

名称	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
肩義手用	12,100	11,500	
上腕義手用	9,600	9,100	
肘義手用(新設)	9,050		
前腕義手用	8,550	8,100	

義 足

1 購入基準

(1) 義肢一般構造義肢【義足】

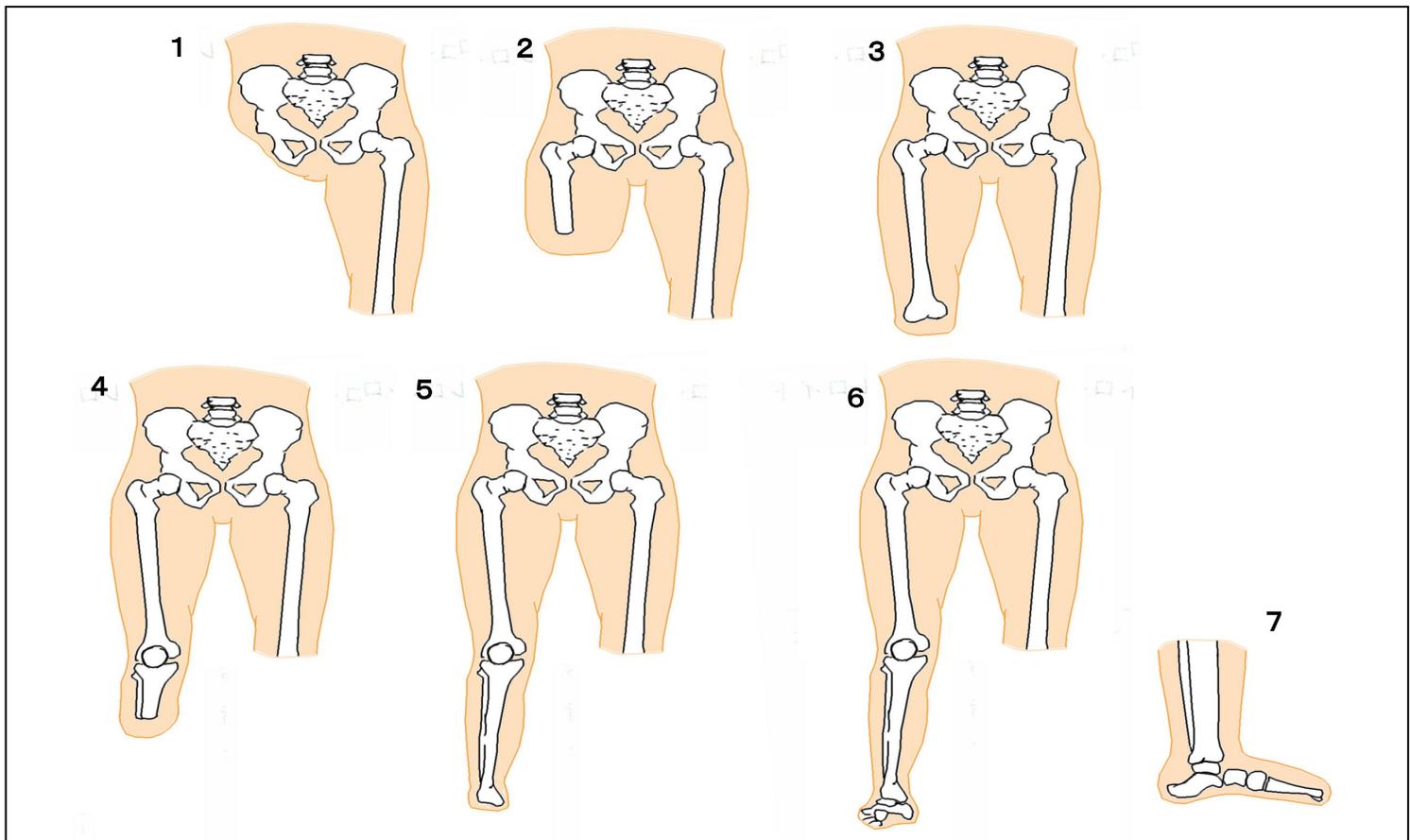
名 称	採型区分	定 義	備 考
股 義 足	B-1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿たい切断極短断端に用いるものをいう。	
大腿義足	B-2	<p>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</p> <p>【ライナー式】 ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>【吸着式】 ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>	
膝 義 足	B-3	<p>膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</p> <p>【ライナー式】 ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</p> <p>【吸着式】 ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</p>	
下腿義足	B-4	<p>下腿義足とは、下腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。</p> <p>【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</p> <p>【PTB式】 膝しつ蓋がい腱けん(靭帯)を主とし、脛けい骨内側脛けい部、腓ひ骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</p> <p>【PTS式】 膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</p> <p>【KBM式】 膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能を持たせたもの。体重支持方式は問わない。</p> <p>【TSB式】 断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。</p>	
サイム義足	B-5	<p>サイム義足とは、足関節離断(サイム切断)に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</p> <p>【有窓式】 ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</p>	
足根中足義足	B-6	<p>足根中足義足とは、足根中足切断(足根部から中足部までの切断で、ポイド切断及びピロゴフ切断を含む)に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>【足袋式】 足袋式ソケットに足先(完成用部品含む)等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの</p> <p>【下腿部支持式】 下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</p>	
足趾義足	B-7	足趾(し)義足とは、足趾切断に用い、踵しよう部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。	

1 購入基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

ア 基本工法

行 程	作 業 内 容
(ア)断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等)の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認(電動式)
(イ)採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定(電動式)
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク)組 立 て	アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ)仮合わせ	アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ)外装及び仕上げ	アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ)適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ 採型区分



1 購入基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

ウ 基本価格【義足】

名称	採型区分	形式	上限価格(円)	旧価格(円)	
義足用	B-1		236,700		片側骨盤切断用は、 <u>20,100</u> 円増しとすること。
		受皿式(削除)		110,500	
		カナダ式(削除)		110,500	
	B-2	差込式	76,300	72,200	短断端切断用キップシャフトは <u>56,800</u> 円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200</u> 円増しとし、チェックソケット加算ができること。
		ライナー式	126,500	119,600	
		吸着式	175,600	166,000	
	B-3	差込式	74,400	70,400	大腿支柱付きは、 <u>27,200</u> 円増しとすること。
		ライナー式	97,500	92,200	
		吸着式	146,600	138,600	
	B-4	差込式	60,800	57,500	大腿支柱付きは、 <u>27,200</u> 円増しとすること。
		P T B 式	86,500	81,800	
		P T S 式	103,700	98,100	
		K B M 式	106,700	100,900	
		T S B 式	86,500	81,800	
	B-5	差込式	49,400	46,700	
		有窓式	74,400	70,400	
	【新設】 B-6	足袋式	25,900	24,500	
		下腿部支持式	74,400	70,400	
	B-7		19,800	18,800	

(注)

1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウエスタン式とすること。
2. ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り50,600円加算できること。
3. **吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケット**のチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。
4. **陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステム**については、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

1 購入基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義足】

工 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格(円)	旧価格(円)	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド(削除)		23,100	
		熱硬化性樹脂	40,000	37,900	
		熱可塑性樹脂	16,800	15,900	
	B-2	木 製	54,500	51,600	エアクションソケットは、17,200円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、18,900円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド(削除)		15,400	
		皮 革	21,300	20,200	
		熱硬化性樹脂	31,100	29,400	
		熱可塑性樹脂	18,300	17,300	
	B-3	アルミニウム、セルロイド(削除)		15,700	エアクションソケットは、17,200円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、18,600円増しとすること。
		皮 革	27,500	26,000	
		熱硬化性樹脂	46,000	43,500	
		熱可塑性樹脂	20,800	19,700	
	B-4	アルミニウム、セルロイド(削除)		12,300	エアクションソケットは、15,600円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、7,350円増しとすること。
		皮 革	19,300	18,300	
		熱硬化性樹脂	28,100	26,600	
		熱可塑性樹脂	14,700	13,900	
	B-5	アルミニウム、セルロイド(削除)		12,800	エアクションソケットは、14,300円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、10,200円増しとすること。
		皮 革	19,600	18,600	
		熱硬化性樹脂	26,700	25,300	
		熱可塑性樹脂	11,600	11,000	
	B-6	セルロイド(削除)		12,700	エアクションソケットは、13,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,250円増しとすること。 【新設】 下腿部支持式については、2,100円増しとすること。
皮 革		11,500	10,900		
熱硬化性樹脂		24,600	23,300		
熱硬化性樹脂(削除) (下腿部支持式)			25,300		
熱可塑性樹脂		11,400	10,800		
B-7	皮 革	10,100	9,550		
	熱硬化性樹脂	22,400	21,200		
	熱可塑性樹脂	10,800	10,300		

(注)アルミニウムについては、皮革に準ずること。(新設)

1 購入基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義足】

工 製作要素価格

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義足用	B-1	皮革	7,400	7,000	
		軟性発泡樹脂	5,600	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200	10,600	
	B-2	皮革	5,700	5,400	
		軟性発泡樹脂	5,200	4,960	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400	7,000	
		皮革・フェルト	10,200	9,700	
		シリコーン	46,500	44,000	
	B-3	皮革	6,400	6,050	
		軟性発泡樹脂	5,350	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200	9,650	
		皮革・フェルト	11,300	10,700	
		シリコーン	50,100	47,400	
	B-4	皮革	4,700	4,450	
		軟性発泡樹脂	5,000	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	7,200	
		皮革・フェルト	8,800	8,350	
		シリコーン	40,000	37,900	
	B-5	皮革	4,950	4,700	
		軟性発泡樹脂	8,000	7,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,700	8,250	
B-6	皮革	3,150	3,000	(新設) 下腿部支持式については、4,450円増しとすること。	
	皮革(削除) (下腿部支持式)		4,700		
	軟性発泡樹脂	3,550	3,400		
	軟性発泡樹脂(削除) (下腿部支持式)		7,600		
	皮革・軟性発泡樹脂	6,300	6,000		
B-7	皮革・軟性発泡樹脂(削除) (下腿部支持式)		8,250		
	皮革	2,400	2,300		
	軟性発泡樹脂	2,850	2,700		
	皮革・軟性発泡樹脂	4,900	4,650		

(注)1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名称	形式	部位	使用材料	上限価格(円)	備考
義足用		股部		11,600	【新設】股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,700円増しとすること。
		大腿部	木製	34,500	【新設】膝義足の場合を含む。股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合は、66,300円とすること。
			アルミニウム、セルロイド(削除)	33,000	
			熱硬化性樹脂	36,100	
		下腿部	木製	30,100	【新設】サイム義足及び足根中足義足(下腿部支持式)の場合を含む。下腿義足用に鉄脚を使用する場合は、31,500円とすること。
			アルミニウム、セルロイド(削除)	29,900	
			熱硬化性樹脂	35,500	
		足部	軟性発泡樹脂	16,100	【新設】サイム義足、足根中足義足及び足趾義足の場合に限り加えることができること。
			大腿部	(削除)	62,900
	下腿部	(削除)	29,900	下腿義足用に鉄脚を使用する場合は限ること。	

(注)

1. 義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。

2. アルミニウムについては、皮革に準ずること。(新設)

1 購入基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義足】

工 製作要素価格

(工) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義足懸垂用部	股義足用	懸垂帯一式	17,000	16,100	価格は、1本当たりのものであること。 (削除) 【新設】 懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。
	大腿義足用	シレジアバンドー式	8,250	7,800	
		肩吊り帯	7,100	6,750	
		腰バンド	9,800	9,300	
		横吊帯	1,850	1,750	
		義足用股吊帯	4,700	2,250	
	下腿義足用	腰バンド	9,800	9,300	
		横吊帯	2,500	2,400	
		大腿コルセット一式 (大腿もも締め一式から名称変更)	12,800	12,100	
		PTBカフベルト一式	9,750	9,250	

工 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	名称	使用部品	上限価格(円)	備考
【新設】 断端袋	大腿用	大腿用(厚労省指定上限額)	5,600	※東京都指定 【新設】 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		大腿用(綿パイル30/35/45cm)最大9枚	5,499	
		NEW断端袋(全サイズ)最大10枚	5,100	
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320	
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大5枚	4,800	
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760	
		クールマックス(28M16厚手40cm)最大4枚	4,640	
		クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大4枚	4,560	
		クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200	
		クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000	
		クールマックス(27M16厚手40cm)最大5枚	4,800	
		シールインソックス(黄)最大2枚	4,000	
		シールインソックス(緑)最大2枚	5,140	
		サラッと快適断端袋最大5枚	5,000	
	下腿用	下腿用(厚労省指定上限額)	5,900	※東京都指定 【新設】 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		下腿用(綿・ナイロン40/50/60cm)最大11枚	5,500	
		下腿用(綿パイル30/40/50cm)最大10枚	5,400	
		NEW断端袋(全サイズ)最大11枚	5,610	
		下腿用PTBスタンプソックス(40/50cm)最大12枚	5,640	
		下腿用 フレスコール消臭(短・薄)最大5枚	5,550	
		下腿用 フレスコール消臭(短・厚)最大5枚	5,900	
		下腿用 フレスコール消臭(長・薄)最大4枚	4,800	
		下腿用 フレスコール消臭(長・厚)最大4枚	5,040	
		下腿用(綿・薄・白 45cm)啓愛 最大6枚	5,220	
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320	
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大6枚	5,760	
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760	
クールマックス(28M16厚手40cm)最大5枚	5,800			
クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大5枚	5,700			
クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200			
クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000			
クールマックス(27M16厚手40cm)最大6枚	5,760			
シールインソックス(黄)最大2枚	4,000			
シールインソックス(緑)最大2枚	5,140			
サラッと快適断端袋最大5枚	5,000			

1 購入基準 (1) 義肢－殻構造義肢【義足】

工 製作要素価格

(オ) 外 装

名 称	外装部位	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考	
義足用	股 部	皮 革	11,400	10,800		
		プラスチック	18,800	17,800		
		塗 装	3,650	3,450		
	大 腿 部	皮 革	9,350	8,850		
		プラスチック	16,800	15,900		
		塗 装	3,250	3,100		
	下 腿 部	皮 革	8,500	8,050		
		プラスチック	14,600	13,800		
		塗 装	2,900	2,750		
	足 部	表 革	5,700	5,400		【新設】 リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏 革	3,900	3,700		
		塗 装	3,750	3,550		
リアルソックス		1,150	1,100			

オ 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品とし、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

(完成用部品の一覧は巻末の「オ 完成用部品」の殻構造義足を参照)

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区 分	名 称	形 式	耐用年数(年)	備 考
義 足	股 義 足		4	【新設】 耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
	大 腿 義 足	(削除)常 用	3	
		【新設】差 込 式	3	
		【新設】ライナー式	3	
		吸 着 式	5	
		(削除)作 業 用	3	
	膝 義 足	(削除)常 用	3	
		(削除)作 業 用	2	
		【新設】差 込 式	3	
		【新設】ライナー式	3	
		【新設】吸 着 式	5	
	下 腿 義 足		2	
	【新設】サィム義足 果義足を読替		2	
	足根中足義足	(削除)鋼板入り	2	
		足 袋 式	1	
		下 腿 部 支 持 式	2	
足 指 義 足		1		

(イ)完成用部品 耐用年数

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

1 購入基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

キ 使用年数

年 齢	使用年数	
0歳	4カ月	
1～2歳	6カ月	
3～5歳	10カ月	
6～14歳	1年	
15～17歳	1年6カ月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」

使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。☒

3 修理基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)の工の(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(1)の工の(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義足懸垂用部品の交換	交換した義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)の力に掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合には1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。

(注) 1. ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
 2. ア、ウ及び力の修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換

【新設】

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)の工の(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)の工の(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。

(ア) 複製価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格(円)	旧価格(円)		備 考
				基本価格	複製価格	
義 足 用	B-1	(新設)	205,100			片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
		受皿式(削除)		113,100	65,300	
		カナダ式(削除)		113,100	65,300	
	B-2	差込式	48,000	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
		ライナー式	76,500	121,100	72,400	
		吸着式	77,800	167,500	73,600	
	B-3	差込式	46,700	74,800	44,200	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		ライナー式	69,100	95,900	65,400	
		吸着式	70,400	142,300	66,600	
	B-4	差込式	42,500	60,700	40,200	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		P T B 式	46,200	84,600	43,700	
		P T S 式	56,000	100,900	53,000	
		K B M 式	56,000	103,700	53,000	
		T S B 式	46,200	84,600	43,700	

(注) 1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
 【新設】 2. チェックソケット加算は出来ないこと。(新設)

3 修理基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

(イ) ソケットの価格

【新設】

1の(1)のイの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用品を加えることができること。

ア ソケットの交換

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 (円)	旧価格(円)		備 考
				ソケット交換 に付随する 場合	単独の場合	
義足用	B-1	皮 革	15,600	7,000	14,800	
		軟性発泡樹脂	22,700	5,300	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500	10,600	25,100	
	B-2	皮 革	14,100	5,400	13,400	
		軟性発泡樹脂	22,700	4,950	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,100	7,000	24,700	
		皮革・フェルト	17,700	9,700	16,800	
		シリコーン	46,500	44,000	44,000	
	B-3	皮 革	12,800	6,050	12,100	
		軟性発泡樹脂	22,000	5,100	20,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,400	9,650	25,000	
		皮革・フェルト	18,800	10,700	17,800	
		シリコーン	50,100	47,400	47,400	
	B-4	皮 革	11,700	4,450	11,100	
		軟性発泡樹脂	17,500	4,750	16,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	19,100	7,200	18,100	
		皮革・フェルト	16,200	8,350	15,400	
		シリコーン	40,000	37,900	37,900	
	B-5	皮 革	10,700	4,700	10,200	
		軟性発泡樹脂	17,900	7,600	17,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	19,200	8,250	18,200	
	B-6	皮 革	9,050	3,000	8,600	【新設】 下腿部支持式については、6,550円増し とすること。
		(削除)皮 革 (下腿部支持式)		4,700	10,200	
		軟性発泡樹脂	15,800	3,400	15,000	
		(削除)軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)		7,600	17,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600	6,000	16,700	
		(削除)皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)		8,250	18,200	
B-7	皮 革	7,600	2,300	7,200		
	軟性発泡樹脂	14,300	2,700	13,600		
	皮革・軟性発泡樹脂	16,100	4,650	15,300		

(注)

1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

3 修理基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

ウ 支持部の交換

【新設】

1の(1)の工の(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
必要に応じて完成用部品を加えることができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換 No1

区分	交換部品	作業上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	4,700	【新設】 義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに1の(1)の工の(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。ただし、1の(1)の工の(エ)に掲げられていないものの修理は作業上限価格をもって修理価格とすること。
	肩吊り帯交換	4,800	1,550	
	義足用股吊帯交換(削除)		1,950	
	位置革交換		3,200	
	腰バンド交換	3,850	3,650	
	横吊帯交換	4,050	3,850	
	義足用股吊帯交換(1本)(新設)	2,050		
	その他の交換(新設)	2,900		
	美錠締革交換(削除)		2,600	
	美錠留革交換(削除)		2,300	
	金具部品交換(削除)		3,000	

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換 No2 【新設断端袋】

区分	名称	使用部品	上限価格(円)	備考	
【新設】 断端袋	大 腿 用	大腿用(厚労省指定上限額)	5,600	※東京都指定 【新設】 年間の上限額であるため特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。	
		大腿用(綿パイル30/35/45cm)最大9枚	5,499		
		NEW断端袋(全サイズ)最大10枚	5,100		
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320		
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大5枚	4,800		
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760		
		クールマックス(28M16厚手40cm)最大4枚	4,640		
		クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大4枚	4,560		
		クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200		
		クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000		
		クールマックス(27M16厚手40cm)最大5枚	4,800		
		シールインソックス(黄)最大2枚	4,000		
		シールインソックス(緑)最大2枚	5,140		
	サラッと快適断端袋最大5枚	5,000			
	※令和6年度改正により完成用部品より移設	下 腿 用	下腿用(厚労省指定上限額)	5,900	※東京都指定 【新設】 年間の上限額であるため特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
			下腿用(綿・ナイロン40/50/60cm)最大11枚	5,500	
			下腿用(綿パイル30/40/50cm)最大10枚	5,400	
			NEW断端袋(全サイズ)最大11枚	5,610	
			下腿用PTBスタンプソックス(40/50cm)最大12枚	5,640	
			下腿用 フレスコール消臭(短・薄)最大5枚	5,550	
下腿用 フレスコール消臭(短・厚)最大5枚			5,900		
下腿用 フレスコール消臭(長・薄)最大4枚			4,800		
下腿用 フレスコール消臭(長・厚)最大4枚			5,040		
下腿用(綿・薄・白 45cm)啓愛 最大6枚			5,220		
アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚			5,320		
アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大6枚			5,760		
クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚			4,760		
クールマックス(28M16厚手40cm)最大5枚			5,800		
クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大5枚			5,700		
クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚			5,200		
クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚			5,000		
クールマックス(27M16厚手40cm)最大6枚	5,760				
シールインソックス(黄)最大2枚	4,000				
シールインソックス(緑)最大2枚	5,140				
サラッと快適断端袋最大5枚	5,000				

3 修理基準 (1) 義肢一般構造義肢【義足】

オ 外装の更新

名称	外装部位	使用材料等	上限価格(円)	価格(円)	備考	
義足用	股部	皮革	11,200	10,600		
		プラスチック	20,500	19,400		
		塗装	5,000	4,750		
	大腿部	皮革	9,000	8,550		
		プラスチック	20,500	19,400		
		塗装	5,000	4,750		
	下腿部	皮革	9,800	9,300		
		プラスチック	18,300	17,300		
		塗装	5,000	4,750		
	足部	表革	7,600	7,200		リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		裏革	6,150	5,850		
		塗装	6,250	5,950		
リアルソックス		2,400	2,300			

カ 完成用部品の交換

【新設】

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名称	交換部品	上限価格(円)	基本価格(円)	備考
義足用	股継手部品	20,800	19,700	
	膝継手部品	18,000	17,100	
	足継手部品	4,050	3,850	
	前留金具部品【削除】		9,800	
溶接		10,500	10,000	価格は、1か所あたりのものであること。

(注) 1. 継手のうち支柱の交換は、右又は左の一侧を1単位とすること。

2. ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名称	部品	上限価格(円)	基本価格(円)	備考
義足用	股継手部品	5,150	4,900	
	膝ブロック部品【削除】		6,500	
	膝筋金部品	3,000	2,850	
	足部部品	3,250	3,100	
	作業用スプリング	2,000	1,900	
	作業用足部裏ゴム	2,900	2,750	
	吸着式バルブ	6,300	6,000	
	前留金具部品【削除】		4,200	
溶接		2,150	2,050	価格は、1か所あたりのものであること。

(注) 1. 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとする。

2. 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができないものとする。

1 購入基準【新基準】

(2)義肢－骨格構造義足【義足】

【新設】

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部に負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

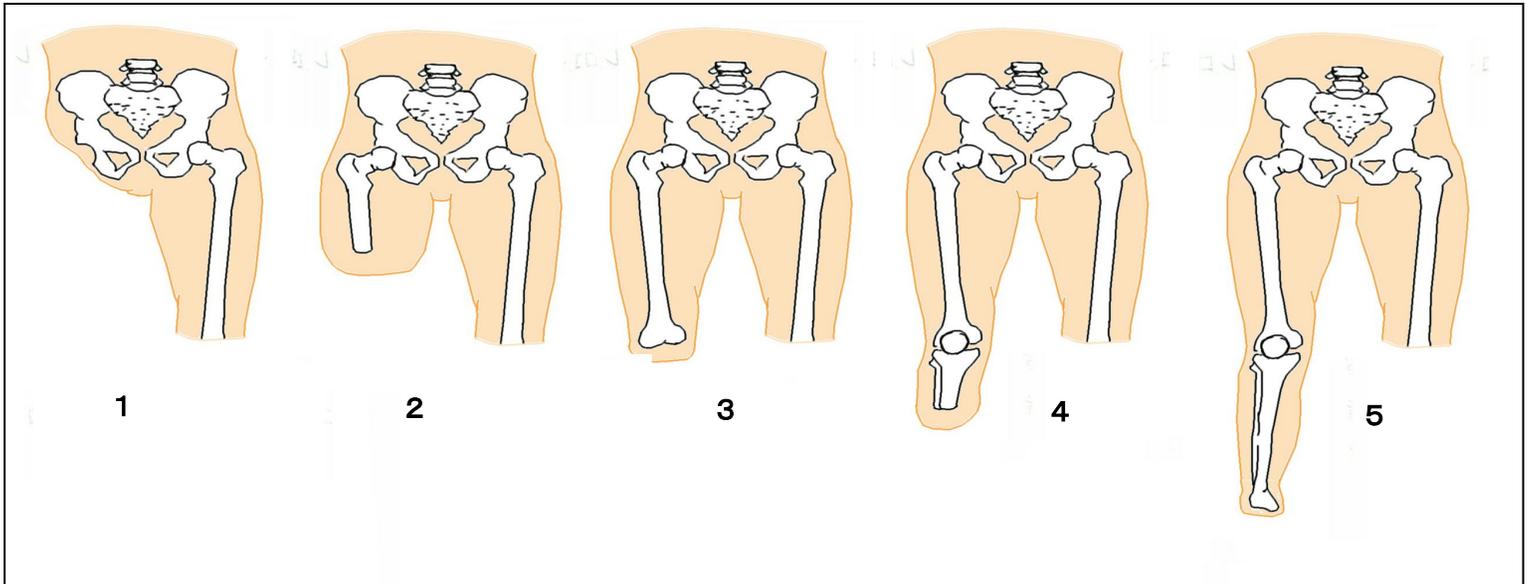
名 称	採型区分	定 義	備 考
股 義 足	B-1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。	
大腿義足	B-2	大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。 【ライナー式】 ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て機能にかかわらずライナー式に含める。 【吸着式】 ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。	
膝 義 足	B-3	膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの 【ライナー式】 ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。 【吸着式】 ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能をもたせたもの。ライナーを使用するものは含まない。	
下腿義足	B-4	下腿義足とは、下腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。 【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。 【PTB式】 膝しつ蓋がい腓けん(靭帯)を主とし、脛けい骨内側脛けい部、腓骨骨幹部軟部組織等により体重を支持しPTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの 【PTS式】 膝蓋骨及び大腿骨顆部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。 【KBM式】 膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨顆部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。 【TSB式】 断端表面全体を体重支持面とする全面接触式ソケットを用いるもの。ただし、PTS式及びKBM式を除く。	
サイム義足	B-5	サイム義足とは、足関節離断(サイム切断)に用いるものであって次に掲げるものをいう。 【差込式】 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの 【有窓式】 ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの	

ア 基本工作法

行 程	作 業 内 容
(ア)断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能(屈曲、伸展、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取出し並びに陽性モデルの修正
(エ)適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ)陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ)ソケットの製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ)支持部材の外形の形成及び要素の結合	股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク)組 立 て	アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ)仮合わせ	アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ)外装及び仕上げ	アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(サ)適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義足

イ 採型区分 B義足



ウ 基本価格

名称	採型区分	形式	上限価格(円)	旧価格(円)	
義足用	B-1		236,700		片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
		カナダ式(削除)		110,500	
	B-2	差込式	76,300	72,200	短断端切断用キップシャフトは56,800円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとし、チェックソケット加算ができること。
		ライナー式	126,500	119,600	
		吸着式	175,600	166,000	
	B-3	差込式	74,400	70,400	
		ライナー式	97,500	92,200	
		吸着式	146,600	138,600	
	B-4	差込式	60,800	57,500	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		P T B 式	86,500	81,800	
		P T S 式	103,700	98,100	
		K B M 式	106,700	100,900	
		T S B 式	86,500	81,800	
	B-5	差込式	49,400	46,700	
		有窓式	74,400	70,400	

(注)

1. 顎上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウエスタン式とすること。
2. ソフトインサートのシリコン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り50,600円加算できること。
3. 吸着式、顎上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

【新設】

4. 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシステムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義足

Ⅰ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	
義足用	B-1	【削除】アルミニウム、セルロイド		23,100	
		熱硬化性樹脂	40,000	37,900	
		熱可塑性樹脂	16,800	15,900	
	B-2	木製	54,500	51,600	エアクッションソケットは17,200円増しとすること。二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は18,900円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド(削除)		15,400	
		皮革	21,300	20,200	
		熱硬化性樹脂	31,100	29,400	
		熱可塑性樹脂	18,300	17,300	
	B-3	アルミニウム、セルロイド(削除)		15,700	エアクッションソケットは17,200円増しとすること。二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、18,600円増しとすること。
		皮革	27,500	26,000	
		熱硬化性樹脂	46,000	43,500	
		熱可塑性樹脂	20,800	19,700	
	B-4	アルミニウム、セルロイド(削除)		12,300	エアクッションソケットは15,600円増しとすること。二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は7,350円増しとすること。
		皮革	19,300	18,300	
		熱硬化性樹脂	28,100	26,600	
		熱可塑性樹脂	14,700	13,900	
	B-5	アルミニウム、セルロイド(削除)		12,800	エアクッションソケットは14,300円増しとすること。二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができる。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は10,200円増しとすること。
		皮革	19,600	18,600	
		熱硬化性樹脂	26,700	25,300	
		熱可塑性樹脂	11,600	11,000	

【新設】(注)アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
義足用	B-1	皮革	7,400	7,000	
		軟性発泡樹脂	5,600	5,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200	10,600	
	B-2	皮革	5,700	5,400	
		軟性発泡樹脂	5,200	4,950	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400	7,000	
		皮革・フェルト	10,200	9,700	
		シリコーン	46,500	44,000	
	B-3	皮革	6,400	6,050	
		軟性発泡樹脂	5,350	5,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200	9,650	
		皮革・フェルト	11,300	10,700	
		シリコーン	50,100	47,400	
	B-4	皮革	4,700	4,450	
		軟性発泡樹脂	5,000	4,750	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600	7,200	
		皮革・フェルト	8,800	8,350	
		シリコーン	40,000	38,100	
	B-5	皮革	4,950	4,700	
		軟性発泡樹脂	8,000	7,550	
皮革・軟性発泡樹脂		8,700	8,200		

(注)

1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義足

工 製作要素価格

(ウ) 支持部

名称	上限価格(円)	価格(円)	備考
股義足用	18,300	17,300	【新設】ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,850円増しとすること。
大腿義足用	18,300	17,300	
【新設】膝義足用	18,300		
下腿義足用	12,000	11,400	【新設】サィム義足を含む。

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋 No1

区分	名称	材料	上限価格(円)	価格(円)	備考
義足懸	股義足用	懸垂帯一式	16,900	16,000	
	大腿義足用 【新設】 膝義足用	シレジアバンドー式	8,150	7,750	【削除】価格は1本当たりのものであること。
		肩吊り帯	7,100	6,750	
		腰バンド	9,750	9,250	
		横吊帯	1,850	1,750	
		義足用股吊帯一式	4,700	2,250	
	下腿義足用 【新設】 サィム義足用	腰バンド	9,800	9,300	【新設】懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。
		横吊帯	2,500	2,400	
		大腿コルセット一式【新設】	12,800	12,100	
		大腿もも締め一式【削除】			
PTBカフベルト一式	9,750	9,250			

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋 No2 【断端袋】

区分	名称	使用部品	上限価格(円)	備考
【新設】 断端袋 ※令和6年度改正により完成用部品より移設	大腿用	大腿用(厚労省指定上限額)	5,600	【新設】 ※東京都指定 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		大腿用(綿パイル30/35/45cm)最大9枚	5,499	
		NEW断端袋(全サイズ)最大10枚	5,100	
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320	
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大5枚	4,800	
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760	
		クールマックス(28M16厚手40cm)最大4枚	4,640	
		クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大4枚	4,560	
		クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200	
		クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000	
		クールマックス(27M16厚手40cm)最大5枚	4,800	
		シールインソックス(黄)最大2枚	4,000	
		シールインソックス(緑)最大2枚	5,140	
	サラッと快適断端袋最大5枚	5,000		
	下腿用	下腿用(厚労省指定上限額)	5,900	【新設】 ※東京都指定 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		下腿用(綿・ナイロン40/50/60cm)最大11枚	5,500	
		下腿用(綿パイル30/40/50cm)最大10枚	5,400	
		NEW断端袋(全サイズ)最大11枚	5,610	
		下腿用PTBスタンプソックス(40/50cm)最大12枚	5,640	
		下腿用 フレスコール消臭(短・薄)最大5枚	5,550	
		下腿用 フレスコール消臭(短・厚)最大5枚	5,900	
		下腿用 フレスコール消臭(長・薄)最大4枚	4,800	
		下腿用 フレスコール消臭(長・厚)最大4枚	5,040	
		下腿用(綿・薄・白 45cm)啓愛 最大6枚	5,220	
アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚		5,320		
アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大6枚	5,760			
クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760			
クールマックス(28M16厚手40cm)最大5枚	5,800			
クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大5枚	5,700			
クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200			
クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000			
クールマックス(27M16厚手40cm)最大6枚	5,760			
シールインソックス(黄)最大2枚	4,000			
シールインソックス(緑)最大2枚	5,140			
サラッと快適断端袋最大5枚	5,000			

1 購入基準 (2)義肢－骨格構造義足

工 製作要素価格

(オ) 外 装 (骨格構造義手)

名 称	上限価格(円)	旧 価 格(円)	備 考
股 義 足 用	30,400	28,800	サイム義足の場合は加算できないこと。
大 腿 義 足 用	24,400	23,100	
膝 義 足 用	21,700	20,600	
下 腿 義 足 用	19,200	18,200	

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、オの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

オ 完成用部品

完成用部品とは、**殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい**、部品の名称、使用部品、**上限価格**等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
パイプ(チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。
継 手 類	3	
タ ー ン テ ー ブ ル	3	
足 部	1.5	
フォームカバー(義足用)	0.5	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0～14歳	1 年	「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6か月とすること。
15～17歳	1年6か月	1. 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2. 「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6か月とすること。

3 修理基準 (2)義肢－骨格構造義足【義足】

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。 ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。
イ ソフトインサートの交換	ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(1)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもって修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義足懸垂用部品の交換	交換した義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の交換	外装の交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,900円を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、ストックネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。

(注)

1. ア又はウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
2. ア、ウ又はカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
3. 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

ア ソケットの交換

【新設】

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。

(ア) 複製価格

名 称	採型区分	型 式	上限価格(円)	旧価格(円)		備 考
				基本価格	複製価格	
義 足 用	B-1	(新設)	205,100			【新設】片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
		受皿式(削除)		113,100	65,300	
		カナダ式(削除)		113,100	65,300	
	B-2	差込式	48,000	74,800	45,400	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。 坐骨収納型ソケットは、53,200円増しとすること。
		ライナー式	76,500	121,100	72,400	
		吸着式	77,800	167,500	73,600	
	B-3	差込式	46,700	74,800	44,200	
		ライナー式	69,100	95,900	65,400	
		吸着式	70,400	142,300	66,600	
	B-4	差込式	42,500	60,700	40,200	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		P T B 式	46,200	84,600	43,700	
		P T S 式	56,000	100,900	53,000	
		K B M 式	56,000	103,700	53,000	
	B-5	T S B 式	46,200	84,600	43,700	
		差込式	44,400	49,500	42,000	
		有窓式	48,200	73,000	45,600	

(注)

1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。

【新設】 2. チェックソケット加算は出来ないこと。

(イ) ソケットの価格

【新設】 1の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
必要に応じて完成用部品を加えることができること。

3 修理基準 (2)義肢－骨格構造義足【義足】

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	上限価格 (円)	旧価格(円)		備考
				ソケット交換に 付随する場合	単独の場合	
義足用	B-1	皮革	15,600	7,000	14,800	
		軟性発泡樹脂	22,700	5,300	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500	10,600	25,100	
	B-2	皮革	14,100	5,400	13,400	
		軟性発泡樹脂	22,700	4,950	21,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,100	7,000	24,700	
		皮革・フェルト	17,700	9,700	16,800	
	B-3	シリコーン	46,500	44,000	44,000	
		皮革	12,800	6,050	12,100	
		軟性発泡樹脂	22,000	5,100	20,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	26,400	9,650	25,000	
	B-4	皮革・フェルト	18,800	10,700	17,800	
		シリコーン	50,100	47,400	47,400	
		皮革	11,700	4,450	11,100	
		軟性発泡樹脂	17,500	4,750	16,600	
B-5	皮革・軟性発泡樹脂	19,100	7,200	18,100		
	皮革・フェルト	16,200	8,350	15,400		
	シリコーン	40,000	37,900	37,900		
	皮革	10,700	4,700	10,200		
		軟性発泡樹脂	17,900	7,600	17,000	
		皮革・軟性発泡樹脂	19,200	8,250	18,200	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスポンジ材であること。
2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部の交換

【新設】

1の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
必要に応じて完成用部品を加えることができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換 No1

区分	交換部品	作業上限価格 (円)	基本価格 (円)	備考
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	4,700	【新設】 義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額とすること。 ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、作業上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
	肩吊り帯交換	4,800	1,550	
	義足用股吊帯交換(削除)		1,950	
	位置革交換(削除)		3,200	
	腰バンド交換	3,850	3,650	
	横吊帯交換	4,050	3,850	
	義足用股吊帯交換(1本)【新設】	2,050		
	その他の交換【新設】	2,900		
	美錠締革交換(削除)		2,600	
	美錠留革交換(削除)		2,300	
	金具部品交換(削除)		3,000	

3 修理基準 (2)義肢-骨格構造義足【義足】

(工) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋 No2【断端袋】

区分	名称	使用部品	上限価格(円)	備考	
【新設】 断端袋 ※令和6年度改正により完成用部品より移設	大 腿 用	大腿用(厚労省指定上限額)	5,600	※東京都指定 // // // // // // // // // // // // //	【新設】 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		大腿用(綿パイル30/35/45cm)最大9枚	5,499		
		NEW断端袋(全サイズ)最大10枚	5,100		
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320		
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大5枚	4,800		
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760		
		クールマックス(28M16厚手40cm)最大4枚	4,640		
		クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大4枚	4,560		
		クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200		
		クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000		
		クールマックス(27M16厚手40cm)最大5枚	4,800		
		シールインソックス(黄)最大2枚	4,000		
		シールインソックス(緑)最大2枚	5,140		
		サラッと快適断端袋最大5枚	5,000		
	下 腿 用	下腿用(厚労省指定上限額)	5,900	※東京都指定 // // // // // // // // // // // //	【新設】 年間の上限額であるため、特性、数量にかかわらず、当該額の範囲で一括支給することができること。
		下腿用(綿・ナイロン40/50/60cm)最大11枚	5,500		
		下腿用(綿パイル30/40/50cm)最大10枚	5,400		
		NEW断端袋(全サイズ)最大11枚	5,610		
		下腿用PTBスタンプソックス(40/50cm)最大12枚	5,640		
		下腿用 フレスコール消臭(短 薄)最大5枚	5,550		
		下腿用 フレスコール消臭(短 厚)最大5枚	5,900		
		下腿用 フレスコール消臭(長 薄)最大4枚	4,800		
		下腿用 フレスコール消臭(長 厚)最大4枚	5,040		
		下腿用(綿・薄・白 45cm)啓愛 最大6枚	5,220		
		アイスロス用穴あきソックス(緑)最大7枚	5,320		
		アイスロス用穴あきソックス(赤・茶)最大6枚	5,760		
		クールマックス(28M20厚手50cm)最大4枚	4,760		
クールマックス(28M16厚手40cm)最大5枚	5,800				
クールマックス(2AM20中厚手50cm)最大5枚	5,700				
クールマックス(2AM16中厚手40cm)最大5枚	5,200				
クールマックス(27M20薄手50cm)最大5枚	5,000				
クールマックス(27M16厚手40cm)最大6枚	5,760				
シールインソックス(黄)最大2枚	4,000				
シールインソックス(緑)最大2枚	5,140				
サラッと快適断端袋最大5枚	5,000				

オ 外装の交換

名称	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
股 義 足 用	30,400		
大 腿 義 足 用	24,400		
膝 義 足 用	21,700		
下 腿 義 足 用	19,200		

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

装 具

1 購入基準

(3)装具【新設】(オーダーメイド)

【新設】

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具(オーダーメイド)とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、工及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区 分	名 称	定 義 構 造	備 考
下肢装具	股 装 具	<p>股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ばねで補強されているもの</p> <p>D ツイスター 仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。</p>	<p>児童にあつては、発育性股関節形成不全(先天性股関節脱臼)及びペルテス病用の装具を含む。</p>
	長下肢装具	<p>大腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p>	
	膝 装 具	<p>大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>	
	短下肢装具	<p>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 後方支柱付 下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>	
	足 装 具	<p>足部に装着する装具であつて、靴型装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 足底装具 足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔(くさび)及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</p> <p>B Denis-Browne(デニスブラウン)型 両側の足部をバーによって連結した装具で、内反足の児童に用いるもの</p>	<p>靴型装具の一部として算定できないこと。</p>

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

区分	名称	定義構造	備考
靴型装具		<p>変形の矯正、圧力分散による疼(とぅ)痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の靴型(ラスト)を補正して製作されたものを整形靴、陽性モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革(側革)の高さにより以下の種類を定める。</p> <p>A 長靴 腰革(側革)の高さがおおむね下腿の2/3までかかるもの</p> <p>B 半長靴 腰革(側革)の高さが果部を完全に覆うもの</p> <p>C チャッカ靴 腰革(側革)の高さが果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 腰革(側革)の高さが果部より低いもの</p>	足底装具の価格は加算できないこと。
体幹装具	頸椎装具	<p>頸椎の運動を制御し又は頸部への負荷を軽減する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C カラー 頸部のみを全周覆うもの</p> <p>D 斜頸矯正用枕 斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。</p>	
	胸腰仙椎装具	<p>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>	
	腰仙椎装具	<p>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>	
	仙腸装具	<p>骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの</p>	
	側弯(わん)症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>	
上肢装具	肩装具	<p>肩関節の運動を制御し又は肩甲上腕関節の脱臼を防止するもので、以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 体幹の部分が主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p>	

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

区分	名称	定義構造	備考
上肢装具	肘装具	<p>上腕部から前腕部に及び、肘関節の運動を制御する以下のものとする。なお、必要に応じて、手部を追加することができること。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>	前腕の回内外を制御するためのものを含む。
	手関節装具	<p>前腕部から手部に及び装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B 両側支柱付 上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 掌側(背側)支柱付 上肢の掌側又は背側の長軸に沿った支柱をもつもの</p> <p>E 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p> <p>(注) 長対立装具：手関節の運動を制御し、母指を対立位に保持するもの 把持装具：手関節の運動等により3点つまみを可能とするもので、フレクサーヒンジ等を用いる「継手付き」と RIC型のような「継手なし」がある。</p>	
	手装具	<p>手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除く以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B フレーム 金属を主材料にしたもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p>	
	指装具	<p>IP関節を適切な肢位に保持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B フレーム 金属を主材料にしたもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にしたもの</p>	
	B F O	<p>平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの</p>	

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

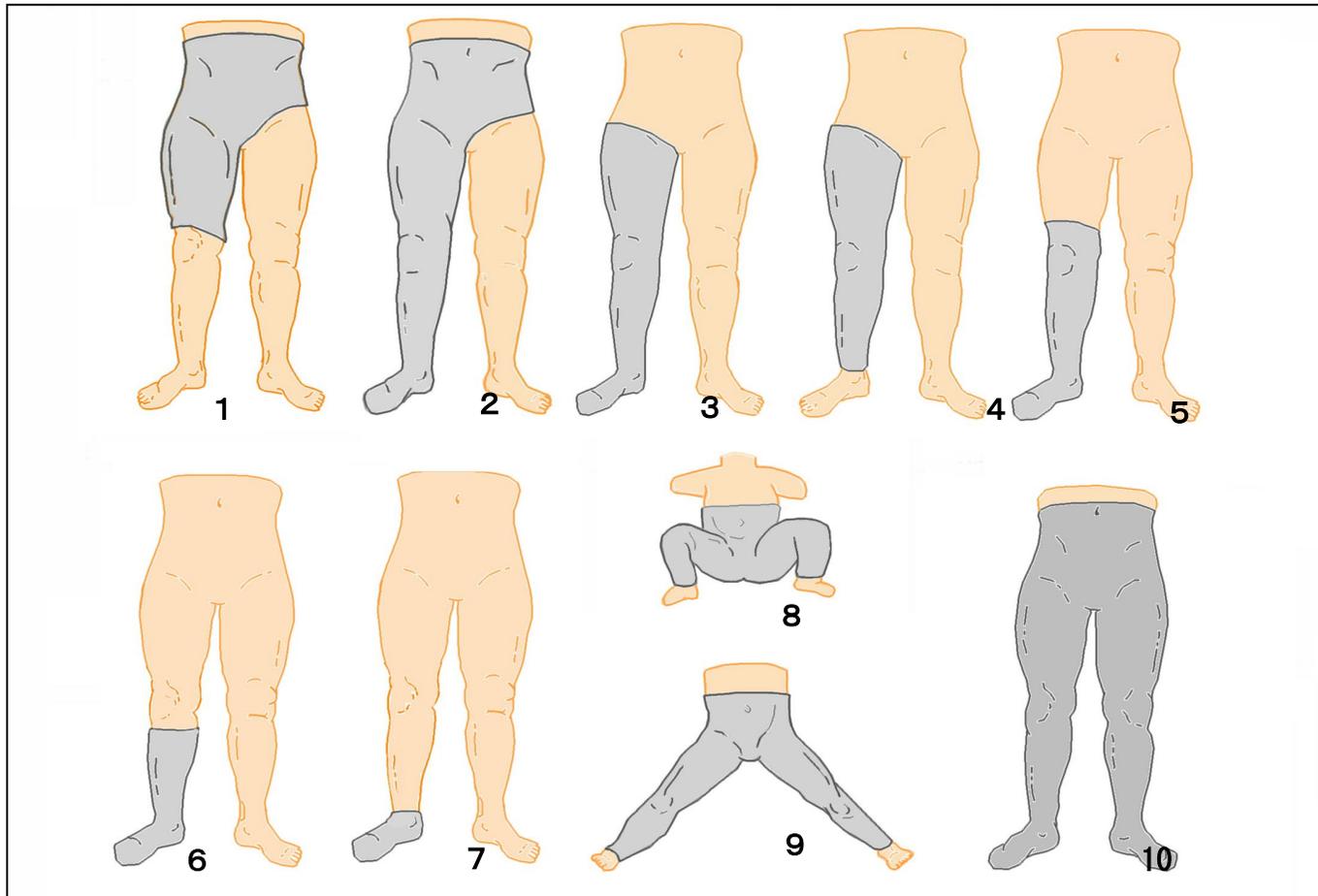
ア 基本工作法

行 程	作 業 の 内 容
(ア)患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能(屈伸、 伸展 、内転、外転等)の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ)採 型	ギプス包帯 法 び 印象材 による陰性モデルの採型
(エ)陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ)組 立 て	陽性モデルへの装具形状(アライメント)の記入 フレーム: 曲げ加工、組立て及び調整 硬 性 : プラスチック板切断、加熱成形加工(熱可塑性樹脂)、 注型 (熱硬化性樹脂)、トリミング及び調整 【新設】 支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合 (削除) 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合
(カ)仮合わせ(中間適合検査)	【新設】 支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用 (削除) 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ)仕上げ	【新設】 支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ (削除) 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク)適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

イ 採型区分

A 下肢装具



ウ 基本価格

名称	採型区分	上限価格(円)		旧価格(円)		備考
		採型	採寸	採型	採寸	
下肢装具	A-1	27,900	8,550	26,300	8,050	採型については、ギプス採型に限る。 印象材を用いた採型に限る。
	A-2	43,000	16,800	40,500	15,800	
	A-3	31,700	16,100	29,800	15,200	
	A-4	20,400	8,150	19,200	7,700	
	A-5	18,700	7,900	17,600	7,450	
	A-6	17,000	7,750	16,000	7,300	
	A-7a	12,300	6,700	11,600	6,300	
	A-7b	8,200	-----			
	A-8	23,700	8,450	22,300	7,950	
	A-9	25,500	8,550	24,000	8,050	
A-10	54,000	15,700	50,800	14,800		

(注)

1. 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具(骨盤帯を除く。)を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができること。

2. 補高足部(脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。)を使用する場合は、35,800円増しとし完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。

3. 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合次に掲げる額(複数に該当する場合それらの合計額)を加算できること。

(1)チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円

(2)チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円

(3)チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

a 継手

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
股 継 手	固 定 式	6,550	6,200	【新設】 固定式継手とは継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。遊動式継手とは継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	遊 動 式	7,800	7,350	
膝 継 手 (片 側)	固 定 式	6,400	6,050	【新設】 固定式継手とは継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。遊動式継手とは継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 可撓性のプラスチック継手(完成用部品に指定されているものを除く。)の場合は片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。
	遊 動 式	7,000	6,600	
	プラスチック継手	14,800	14,000	
足 継 手 (片 側)	固 定 式	5,400	5,100	【新設】 固定式継手とは継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。遊動式継手とは継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。 後方支柱付の場合は、片側遊動式として算定すること。 可撓性のプラスチック継手(完成用部品に指定されているものを除く。)の場合は、片側プラスチック継手として算定すること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。
	遊 動 式	6,350	6,000	
	プラスチック継手	11,000	10,400	

b 支持部

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
大腿支持部	A 半月(1か所)	4,800	4,550	【新設】 カフベルトは、半月を使用する場合のみ算定できること し、硬性との併用加算はできないこと。 大腿支持部の坐骨支持式は、22,500円増しとすること。 カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。
	B 皮革等			
	1 カフベルト(1か所)	8,400		
	1 カフバンド【削除】		7,900	
	2 大腿コルセット	16,700	15,700	
	C 硬性【新設】			
C モールド【削除】				
1 熱硬化性樹脂	27,300	25,700		
2 熱可塑性樹脂	11,200	10,600		
下腿支持部	A 半月(1か所)	4,600	1,350	【新設】 カフベルトは、硬性と併用できないこと。 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、15,400円増しとすること。 カーボンを使用した場合は、下腿支持部の総額を57,500円とすること。
	B 皮革等			
	1 カフベルト(1か所)	7,100		
	1 カフバンド【削除】		6,700	
	2 下腿コルセット	12,900	12,200	
	C 硬性【新設】			
C モールド【削除】				
1 熱硬化性樹脂	25,400	23,900		
2 熱可塑性樹脂	9,550	9,000		
足 部	A あぶみ	2,600	2,450	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。 足板の補強を行った場合は、10,200円増しとすること。 足部には、足底裏革(すべり止め用)を加えることができること。 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。 カーボンを使用した場合は、足部の総額を41,800円とすること。 除圧のためにMP関節部を含むものはMP関節遠位で算定すること。
	B 足 部			
	1 足部覆い【新設】	14,400		
	1 皮革等【削除】			
	大【削除】		13,600	
	小【削除】		7,100	
	2 標準靴【新設】	22,300		
	2 モールド(熱硬化性樹脂)【削除】		14,100	
	3 硬性(熱硬化性樹脂)【新設】	15,000		
	3 モールド(熱可塑性樹脂)【削除】		7,800	
	4 硬性(熱可塑性樹脂)【新設】	8,250		
	C 標準靴【削除】		830	
C 足底装具【新設】				
1 MP間接遠位【新設】	8,250			
2 MP間接近位【新設】	7,550			

(注)

【新設】 1. 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具(硬性)において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たり1,550円を加算することができること。

【新設】 2. 支持部(「足部Aあぶみ」を除く。)について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具

c その他加算要素

名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
膝 サポーター	支柱付き(軟性削除)	17,100	16,100	膝サポーターはオーダーメイドに限ること。
	支柱なし(軟性削除)	7,850	7,400	
キャリパー		19,700	18,600	キャリパー及びツイスターを使用する場合は、オの完成用部品を加えることができないこと。
ツイスター	硬 性【新設】	3,450		鋼製ケーブル及びエラストマーを使用する場合は硬性とすること。
	軟 性	5,650	8,350	
	鋼製ケーブル【削除】		3,250	
Denis-Browne (デニスブラウン)型		2,700	2,550	
膝 当 て		4,650	4,400	
T・Yストラップ		5,350	5,050	硬性の装具に使用する場合は1,550円減じた額とすること。
スタビライザー		18,300	17,200	
ターンバックル		6,050	5,700	
ダイヤルロック		8,750	8,250	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。(削除)
アウトリガー(1か所)【新設】		2,750		
伸展・屈曲補助装置		4,700	4,450	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補高用足部		51,800	48,700	【新設】完成用部品を加算することができること。
足底裏革(すべり止め用)		1,950	1,850	
高 さ 調 整(1か所)		3,800	3,600	
内 張 り	大 腿 部	2,150	2,050	内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。
	下 腿 部	1,750	1,650	
	足 部	1,300	1,250	
	足底装具【新設】	1,300		
足底装具室内用ベルト【新設】		2,300		足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。

(注)

【新設】 1. 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。

【新設】 2. 懸垂帯を使用する場合は、(1)の工の(I)の義足懸垂用部品に準ずること。

d 【新設】発育性股関節形成不全用装具の加算要素 (削除)先天性股脱装具用の加算要素

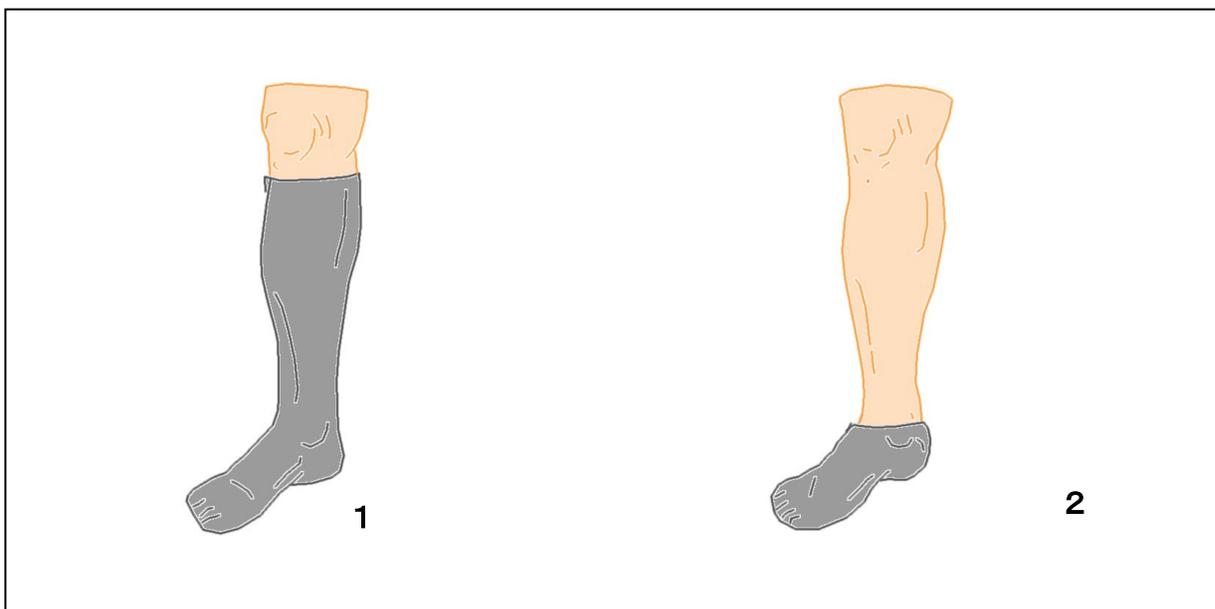
名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
リーメンビューゲル		10,600	10,000	
フォンローゼン型		15,100	14,200	
バチェラー型		31,700	29,800	
ローレンツ型	硬 性【新規】			
	1. 支柱なし【新規】	17,100		
	A モールド(削除)		16,100	
	B モールドフレーム(削除)			
	2. 支柱付き(固定式)	26,000	24,500	
	3. 支柱付き(調節式)	27,900	26,300	
ランゲ型		38,600	36,300	

(注) 継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

イ 採型区分

B 靴型装具



ウ 基本価格

名称	採型区分	上限価格(円)		旧価格(円)		備考
		採型	採寸	採型	採寸	
靴型装具用	B - 1	17,000	7,750	16,000	7,300	【新設】長靴、半長靴、チャッカ靴に限る。
	B - 2	12,300	6,700	11,600	6,300	【新設】短靴に限る。

(注)
【新設】

- 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具(骨盤帯を除く。)を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができること。
- 補高足部(脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。)を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
- 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額(複数に該当する場合、それらの合計額)を加算できること。
 - チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
 - チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
 - チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

(イ)靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
短靴	整形型	44,100	41,500	
	特殊型	54,600	51,400	
チャッカ靴	整形型	45,600	42,900	
	特殊型	56,900	53,500	
半長靴	整形型	47,000	44,200	
	特殊型	59,000	55,500	
長靴	整形型	50,000	47,000	
	特殊型	65,200	61,300	

(注)

- 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。
- グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。
- (削除)2. 整形靴は、基準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとする。
- (削除)3. 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとする。
- (削除)5. 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健足

名称	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
短靴	27,300	25,700	
チャッカ靴	28,300	26,600	
半長靴	29,300	27,600	
長靴	31,300	29,500	

(注)

- 右又は左の一侧が健足である場合に加えることができる。
- オの完成用部品を加えることができない。
- グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

イ 採型区分

B 靴型装具

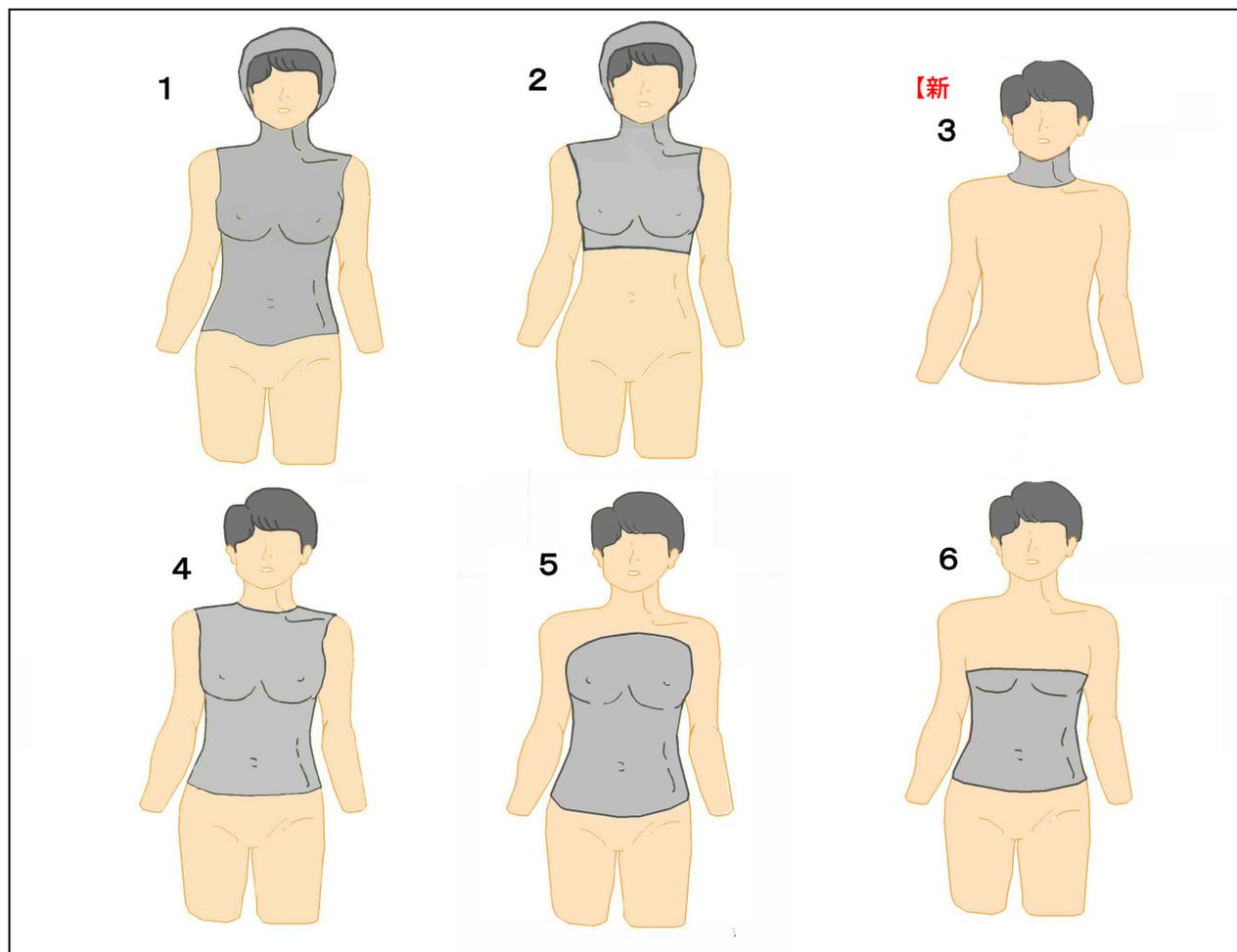
b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
月形の延長		4,500	4,250	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	5,350	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トゥボックス補強		2,750	2,600	
鉛板の挿入		2,850	2,700	
足背バンド		2,300	2,200	尖(せん)足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き)の追加 マジックバンド(裏付き)		1,550	1,500	3個を超える場合の超える分1個当たりとする こと。
補高	敷き革式	8,000	7,550	補高が2cmを超える場合は、超える部分につ き2cm単位で1,700円を加算すること。
	靴の補高	3,700	3,500	補高が2cmを超える場合は、超える部分につ き2cm単位で1,100円を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算できないこと。
ヒールの補正	トルクヒール	6,300	5,950	
	ヒールウェッジ	3,700	3,500	
	カットオフヒール			
	キールヒール			
	サッチヒール			
	トーマスヒール			
	逆トーマスヒール			
	フレアヒール			
階段状ヒール				
足底の補正	内側ソール・ウェッジ	4,800	4,550	
	外側ソール・ウェッジ			
	デンバーバー	3,700	3,500	
	トーマスバー			
	メイヨー半月バー			
	メタターザルバー			
	ハウザーバー			
	ロツカーバー			
蝶型踏み返し				

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

イ 採型区分

(ウ) 体幹装具



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	上 限 価 格 (円)		旧 価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	採 型	採 寸	
体幹装具用	C - 1	32,800	8,950	30,900	8,450	
	C - 2	25,600	8,250	24,100	7,800	
	C - 3【新設】	12,800	4,100			
	C - 4 (旧C-3の読替え) (硬性、フレーム)	25,100	7,750			
	金属枠、硬性(削除)			23,600	7,300	
	(軟性)	7,750	7,750	7,300	7,300	
	C - 5 (旧C-4の読替え) (硬性、フレーム)	21,400	7,600			
	金属枠、硬性(削除)			20,200	7,150	
	(軟性)	7,650	7,600	7,200	7,150	
	C - 6 (旧C-5の読替え) (硬性、フレーム)	18,900	7,350			
	金属枠、硬性(削除)			17,800	6,950	
	(軟性、骨盤帯)	7,350	7,350	6,950	6,950	

(注) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

(ウ) 体幹装具

工 製作要素価格

a 支持部

名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
頸 椎 支 持 部	A 硬 性 A モールド (熱可塑性樹脂 削除)			硬性のサンドイッチ構造は、19,600円増しとすること。
	1 支柱付き	42,300	39,800	
	2 支柱なし	32,600	30,700	
	B フレーム	31,600	29,700	
	C カラー			
	1 あご受けあり	15,200	14,300	
2 あご受けなし	12,200	11,500		
胸腰仙椎支持部 胸椎支持部(削除)	A 硬 性 A モールド (熱可塑性樹脂 削除)			硬性のサンドイッチ構造は、15,900円増しとすること。
	1 支柱付き	42,700	40,200	
	2 支柱なし	31,100	29,300	
	B フレーム	44,300	41,700	
	C 軟 性	26,000	24,500	
腰 仙 椎 支 持 部	A 硬 性 A モールド (熱可塑性樹脂 削除)			硬性のサンドイッチ構造は、12,000円増しとすること。
	1 支柱付き	28,600	26,900	
	2 支柱なし	21,100	19,900	
	B フレーム	35,800	33,700	
	C 軟 性	20,300	19,100	
仙 腸 支 持 部	A 硬 性 A モールド (熱可塑性樹脂 削除)			硬性のサンドイッチ構造は、10,300円増しとすること。
	1 支柱付き	23,000	21,700	
	2 支柱なし	16,900	15,900	
	B フレーム	31,200	29,400	
	C 軟 性	18,100	17,100	
	D 骨 盤 帯			
1 芯のあるもの	17,600	16,600		
2 芯のないもの	11,500	10,900		
骨 盤 支 持 部	A 皮 革(補強材を含む。)	45,900	43,200	側彎症装具の場合に限ること。
	B 硬 性 モールド(熱可塑性樹脂 削除) ペルビックガードル	32,900	31,000	硬性のサンドイッチ構造は、22,700円増しとすること。

(注)

【新設】 1. 支持部にはベルトの価格が含まれていること。

【新規】 2. 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

(ウ) 体幹装具

エ 製作要素価格

b その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
体幹装具付属品	高さ調整 (1か所)	3,800	3,600	【新設】 高さ調整は、頚椎装具についてのみ加算することができること。 カラーの場合には適用しないこと。
	ターンバックル式	6,000	5,650	
	腰部継手 (片側)	6,500	6,150	
	バタフライ	10,300	9,750	
	肩ベルト (バンド)	3,250	3,100	
	会陰ひも	2,350	2,250	
	腹部エプロン (腹圧強化バンド 削除)	3,250	3,100	
	【新設】斜頸(けい)枕	25,000		
側彎症装具付属品	【新設】 ミルウォーキー型付属品一式	66,400		【新設】 ミルウォーキー型付属品一式は胸椎パッド、腰椎パッド、腋窩パッド、ネックリング、アウトリガー(2個)、前方支柱及び後方支柱(2個)を含むものであること。 なお、ショルダーリングを用いた場合には12,000円を加算できること。 アウトリガー、支柱については完成用部品を加算できること。
	胸椎パッド	5,900	5,550	
	腰椎パッド	5,350	5,050	
	ショルダーリンク	16,300	15,400	
	腋窩(えきか)パッド	4,300	4,050	
	ネックリング	2,350	2,250	
	胸郭バンド(プラスチック製)	19,000	17,900	
	アウトリガー	3,150	3,000	
	前方支柱	13,000	12,300	
	後方支柱	14,600	13,800	
	側方支柱	5,850	5,500	
	内 張 り	頸椎支持部	3,500	
胸腰仙椎支持部		4,350	4,100	
腰仙椎支持部		3,900	3,700	
仙腸支持部		2,300	2,200	

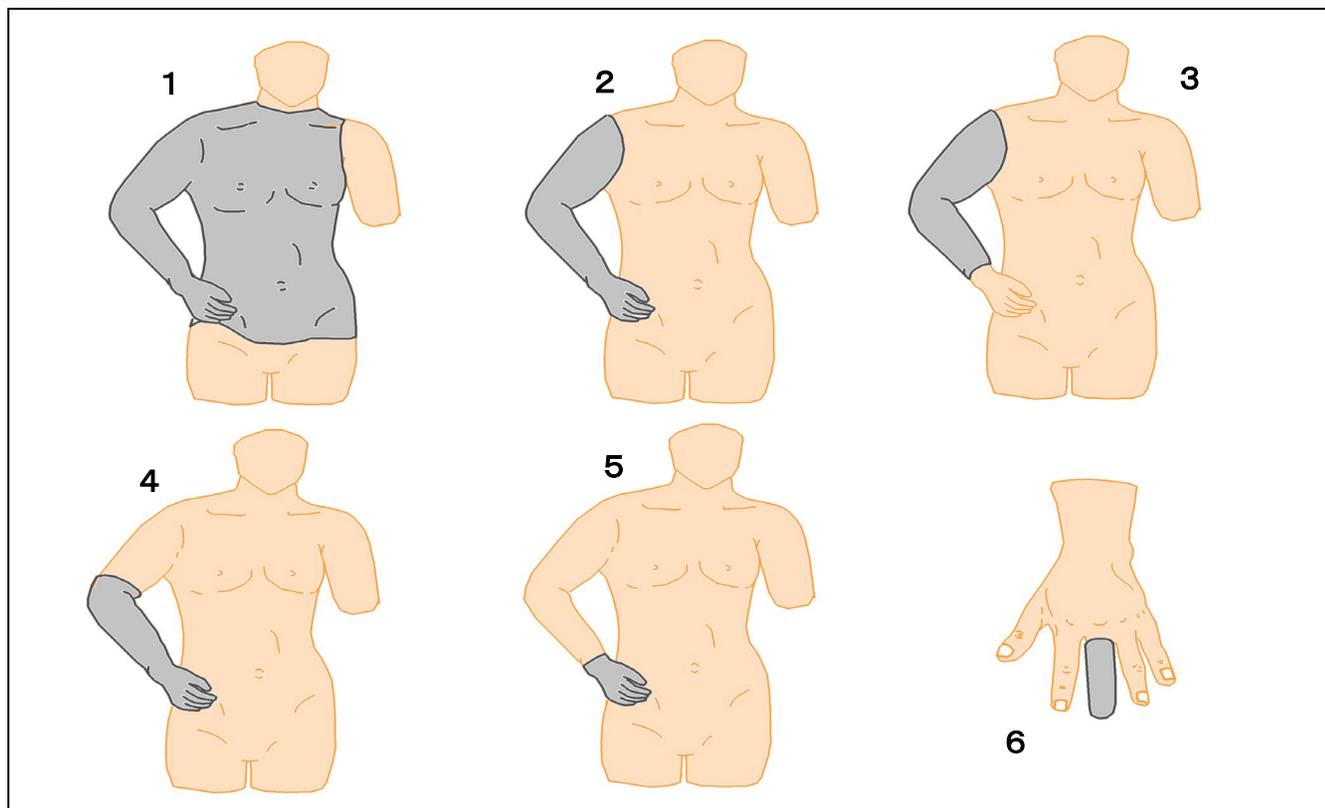
(注)

- 【新設】 1. 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。
2. バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

(工) 上肢装具

イ 採型区分



ウ 基本価格

名 称	採型区分	上 限 価 格 (円)		旧 価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	採 型	採 寸	
上肢装具用	D - 1	34,200	9,050	32,200	8,550	
	D - 2	18,600	7,900	17,500	7,450	
	D - 3	16,900	7,650	15,900	7,200	
	D - 4	15,000	7,400	14,100	7,000	
	D - 5	12,000	6,800	11,300	6,400	
	D - 6	9,000	4,800	8,500	4,550	

(注)

【新設】 1. 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

ただし、両長下肢装具に体幹装具(骨盤帯を除く。)を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができること。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

(工) 上肢装具

工 製作要素価格

a 継手

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
肩 継 手	A 固定式(片側)	6,450	6,100	【新設】 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	B 遊動式(片側)	10,100	9,550	
	C 肩回旋装置	22,800	21,500	
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,600	4,350	【新設】 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。
	B 遊動式	4,600	4,350	
	C プラスチック継手	12,000	11,300	
手 継 手 (片側)	A 固定式	3,800	3,600	【新設】 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。
	B 遊動式	7,600	7,150	
	C プラスチック継手	10,600	10,000	
	D 鋼線支柱		6,750	
MP 継 手	A 固定式	4,650	4,400	【新設】 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 鋼線支柱は遊動式とすること。
	B 遊動式	5,150	4,850	
IP 継 手	A 固定式			【新設】 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
	1 硬性【新設】	2,250		
	1 金属(アルミニウム 削除)		2,700	
	2 フレーム【新設】	2,850		
	2 モールド(熱可塑性樹脂 削除)		2,150	
	B 遊動式	3,850	3,650	
C 鋼線支柱	2,000	1,900		

(注)

1. 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
2. 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
3. プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

(工) 上肢装具

工 製作要素価格

b 支持部

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
胸郭支持部 (半身)	A 硬性【新設】	15,500		
	A モールド(熱可塑性樹脂 削除)		14,600	
	B フレーム	10,400	9,800	
骨盤支持部 (半身)	A 硬性【新設】	17,100		
	A モールド(熱可塑性樹脂 削除)		16,100	
	B フレーム	16,900	15,900	
上腕支持部	A 半月(1か所)	4,300	4,050	
	B 皮革等			
	1 カフベルト(1か所)	6,050	5,700	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	2 上腕コルセット	9,900	9,350	
	C 硬性【新規】	9,350		硬性のサンドイッチ構造は、7,400円増しとすること。
	C モールド(熱可塑性樹脂 削除)		8,800	
前腕支持部	A 半月	4,450	4,200	
	B 皮革等(1か所)			
	1 カフベルト(1か所)	6,150	5,800	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	2 前腕コルセット	7,950	7,500	
	C 硬性【新設】	8,900		硬性のサンドイッチ構造は、7,700円増しとすること。
	C モールド(熱可塑性樹脂 削除)	8,900	8,400	
手部背側パッド	A 硬性【新設】	2,650	2,500	
	A モールド(削除)			
	B フレーム	2,550	2,400	
手掌パッド	A 硬性【新設】	4,100	3,900	
	A モールド(削除)			
	B フレーム	4,800	4,550	

(注)

【新設】 1. 硬性にはベルトの価格が含まれていること。

【新設】 2. 支持部について、オの完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

(削除) 1. 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

c その他の加算要素

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
【新設】肘サポーター	支柱付き	16,850		【新設】 オーダーメイドに限ること。
	支柱なし	10,300		
基節骨パッド	【新設】硬性 (削除)モールド	2,900	2,750	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	4,250	4,000	
中・末節骨パッド	【新設】硬性 (削除)モールド	2,500	2,350	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とすること。
	フレーム	1,950	1,850	
対立バー		5,650	5,350	
Cバー		4,350	4,100	
アウトリガー(1か所)		2,750	2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,800	2,650	価格は、1か所当たりとすること。 【新設】輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、300円とすること。
肘当て		3,700	3,500	
ターンバックル		6,050	5,700	
ダイヤルロック		8,750	8,250	
【新設】フレクサーヒンジ		50,400		
内張り	上腕部	1,300	1,250	【新規】 硬性の場合に限ること。
	前腕部	1,150	1,100	
	手部	1,000	970	

(注)

1. 懸垂帯を使用する場合は、(1)の工の(工)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。

【新設】 2. 完成用部品を加算することができないこと。

(削除) 1. 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。

(削除) 3. 内張りは、モールドの場合に限ること。

1 購入基準 (3) 装具【新設】(オーダーメイド)

オ 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

3 修理基準

修理項目		上限価格		備考	
ア 継手及び支持部の交換		修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格に1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。			
イ 完成用部品の交換		修理項目ごとに1の(3)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。			
ウ バルトの交換		修理箇所ごとに25mm幅のものは940円、50mm幅のものは1,300円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。			
エ 溶接		修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは10,700円調整を必要としないものは2,200円とすること。			
オ その他交換・修理					
		上限価格(円)	旧価格(円)		
修理部位	(ア) 下肢装具	足底革交換 又は 足底ゴム交換	6,150	5,800	【新設】 単なる剥離に対する再接着修理は、交換とは認められない。(注)4)
		靴型装具	本底交換	8,700	8,200
	足底挿板交換		7,550	7,100	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。
	半張交換		3,650	3,450	【新規】 踵以外(若しくは足長のおおむね遠位2/3の範囲)の本底の交換であること。
	踵交換		1,800	1,700	【新規】 踵(若しくは足長のおおむね近位1/3の範囲)の本底の交換であること。
	積上交換		1,350	1,300	【新設】 本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。
	底張かけ交換		2,200	2,100	【新設】 MP部から遠位の範囲の底の交換であること。
	ファスナー交換		3,350	3,150	
	細革交換	760	720	【新設】 細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッドイヤーの場合は、1,450円増しとすること。 (削除) 革底の場合は、1,400円増しとすること。	
	体幹装具	【新設】支柱交換(硬性) (削除)硬性コルセット 筋金交換	3,250	3,100	
【新設】支柱交換(軟性) (削除)軟性コルセット 筋金交換		1,400	1,350		
(イ) (ア)以外の部位		修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格とすること。			

- (注) 1. 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができること。
 2. ア又はオ((イ)に係わるものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)のオに掲げる価格を加算することができること。
 3. 靴型装具は、右又は左の一侧を1単位とすること。

【新設】4. 裏革に劣化等のない、単なる剥離に対する再接着修理は、1の(3)の工に掲げる価格を修理価格とすること。なお、剥離については、新規製作及び修理から9月以内は接着不良としての修理を認めないこと。

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

3 修理基準

力 耐用年数

(ア) 装具本体

区 分	名 称	型 式	耐用年数(年)	備 考
下肢装具	股 装 具	硬 性	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては原則として修理又は調整を行うこと。 【新設】 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため耐用年数を一律に適用しないこと。
		フレーム (金属枠)	3	
		軟 性	2	
	長下肢装具		3	
	膝 装 具	(削除)両側支柱	3	
		硬 性	3	
		【新設】支柱付き	3	
		(削除)スウェーデン式	2	
		軟 性	2	
	短下肢装具	(削除)両側支柱	3	
		(削除)片側支柱	3	
		(削除)S型支柱	3	
		(削除)鋼線支柱	3	
		(削除)板ばね	3	
		硬 性(支柱あり)	3	
		硬 性(支柱なし)	1.5	
		【新設】支柱付き	3	
	(削除)ツイスター	(削除)軟 性	2	
		(削除)鋼 索	3	
足装具 (足底装具)		1.5		
靴型装具		1.5		
体幹装具	頸 椎 装 具	硬 性	2	
		フレーム (金属枠)	3	
		カ ラ ー	2	
	胸腰仙椎装具	硬 性	2	
		フレーム (金属枠)	3	
	腰 仙 椎 装 具	軟 性	1.5	
		硬 性	2	
		フレーム (金属枠)	3	
	仙 腸 装 具	軟 性	1.5	
		骨 盤 帯	2	
		硬 性	2	
	側 彎 症 装 具	フレーム (金属枠)	3	
		軟 性	1.5	
		骨 盤 帯	2	
		ミルウォーキー型	2	
上肢装具	肩 装 具	硬 性	3	
		支柱付き (両側支柱)	3	
		軟 性	2	
	【新設】手関節装具		3	
	(削除)手関節背屈		3	
	(削除)保持装具		3	
	【新設】対立装具		3	
	(削除)長対立装具		3	
	(削除)短対立装具		3	
	把持装具		3	
	(削除)MP屈曲補助装具		3	
	(削除)MP伸展補助装具		3	
	指 装 具		3	
	B F O		3	

1 購入基準 (3)装具【新設】(オーダーメイド)

3 修理基準

(イ) 完成用部品

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数(年)	備 考
継 手 類	1.5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
(削除) 手 部	1.5	
(削除) 足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4カ月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
1～ 2歳	6カ月	
3～ 5歳	10カ月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6カ月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 装具本体のうち「側彎症装具」の「硬性」及び「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」

1 購入基準

(4)装具【新設】(レディメイド)

【新設】

装具(レディメイド)とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格【新設】

採寸及び適合にかかる全ての作業(使用方法の説明及び加工を含む。)についての技術料とする。

身 体 部 位	上限価格(円)	備 考
共 通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

【新設】 イ 本体価格

装具(レディメイド)の本体価格は、装具(レディメイド)の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の 75 %の範囲内の額とすること。

【新設】 ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具(オーダーメイド)に準ずること。

姿勢保持装置

(5) 姿勢保持装置

【新設】

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。
 価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、工及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

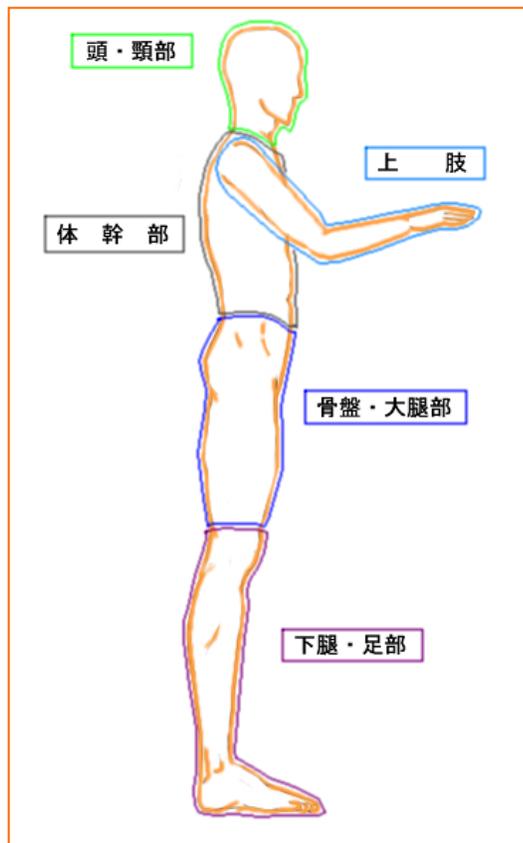
【新設】

定 義	備 考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥(が)位等の保持を可能にする機能を有するもの	

ア 基本工作法

行 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙(けい)縮、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立て
(キ) 仮合わせ(中間適合検査)	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(ク) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(コ) 適合検査	最終的な身体への適合及び装着の各機能の検査

イ 身体部位区分



(5) 姿勢保持装置

ウ 基本価格

身体部位	上 限 価 格 (円)		旧 価 格 (円)		備 考
	採 寸	採 型	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	3,350	5,600	
上肢(片側)	1,750	4,200	1,650	3,950	
体 幹 部	15,400	28,500	14,400	26,600	
骨 盤・大腿部	15,400	28,500	14,400	26,600	
下腿・足部(片側)	2,050		1,950		

(注)

身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせる基本価格とすること。

工 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	上限価格 (円)	旧価格 (円)	備 考
頭 部	頭部支え	9,700	9,050	
上 肢	上肢支え(片側)	3,750	3,500	
	前腕・手部ささえ(片側)	4,150	3,900	
体 幹 部	平面形状型	7,550	7,050	
	モールド型	53,400	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること
	シート張り調整型	15,500	14,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	7,050	
	モールド型	49,900	49,900	採寸で製作する場合は80%の価格とすること
	シート張り調整型	53,400	14,500	
下 退 部	下腿支え(片側)	2,750	2,600	
足 部	足台(片側)	2,800	2,650	

(注)

フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき 6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	上限価格(円)	旧価格(円)	備 考
固 定	頸 部	3,550	3,350	
	腰 部(片側)	2,650	2,500	
	膝 部(片側)			
	足 部(片側)			
遊 動	腰 部(片側)	3,850	3,600	
	膝 部(片側)			
	足 部(片側)			
角度調整用部品	機 械 式	10,000	9,350	
	ガ ス 圧 式	11,400	10,700	
	電 動 式	77,300	72,200	

(注)

1. 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。
2. 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。
3. 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。
4. 1の(1)又は(3)の各オに掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

(ウ) 構造フレーム

使用材料	上 限 価 格(円)	旧基本価格(円)	備 考
木材・金属	57,200	53,400	

(注)

1. ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
2. 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
3. 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
4. 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。
ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。
また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(5)姿勢保持装置
 工 製作要素価格
 (工) 付属品【No1】

名 称	種 類	上限価格 (円)	旧価格(円)	備 考	
カットアウトテーブル	【新設】テーブル	21,000	14,000	表面クッション張りは4,500円加算できること。	
	【新設】テーブル取付部品(片側)	5,000			
上肢保持部品	アームサポート(片側)	4,500	4,200		
	肘パッド(片側)	2,850	2,700		
	縦型グリップ(片側)	3,500	3,300		
	横型グリップ(片側)				
体幹保持部品	【新設】頭頸部パッド	5,050			
	肩パッド(片側)	4,550	4,250		
	胸パッド	5,050	4,750		
	胸受けロール	6,950	6,500		
	体幹パッド(片側)	3,900	3,650		
	腰部パッド	4,600	4,300		
骨盤保持部品	骨盤パッド(片側)	2,800	2,650		
	臀部パッド	4,700	4,400		
下腿保持部品	内転防止パッド	5,050	4,750		
	外転防止パッド(外側)	2,850	2,700		
	膝パッド(片側)	4,300	4,050		
	下腿保持パッド(片側)				
	足部保持パッド(片側)	3,250	3,050		
ベルト部品	肩ベルト(片側)	2,500	2,350		
	腕ベルト(片側)	2,100	2,000		
	手首ベルト(片側)				
	胸ベルト	4,350	4,100		
	骨盤ベルト				
	股ベルト	4,700	4,400		
	大腿ベルト(片側)				
	膝ベルト(片側)	2,350	2,200		
	下腿ベルト(片側)				
足首ベルト(片側)					
支持部カバー	頭部	3,050	2,850	脱着式は3,500円加算できること。 【新設】 防水加工を追加する場合は1台につき8,100円加算できること。	
	上肢(片側)	1,650	1,550		
	体幹部	平面形状型	3,450		3,250
		モールド型	10,300		9,700
		張り調節型	4,150		3,900
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,450		3,250
		モールド型	10,300		9,700
		張り調節型	4,150		3,900
	下退部(片側)	1,650	1,550		
足部(片側)	1,650	1,550			
内張り	アームレスト(片側)	1,850	1,750		
	テーブル	4,500	4,200		
体圧分散補助素材	頭部	4,050	3,800		
	上肢(片側)	2,000	1,900		
	体幹部	9,350	8,750		
	骨盤・大腿部	9,350	8,750		
	下腿部(片側)	2,000	1,900		
	足部(片側)				
キャスター		1,650	1,550	多機能キャスターは990円加算できること	
その他	介助用グリップ(片側)	3,250	3,050		
	ストッパー	4,750	4,450		
	高さ調整用台座	20,500	19,200		

- (注) 1. 各種類1個(本)当たりの額とすること。
 2. 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(5)姿勢保持装置
 工 製作要素価格
 (オ) 調節機構

名称	種類	上限価格(円)	旧価格(円)	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	3,250	
	体幹支持部			
	骨盤・大腿支持部			
	足部支持部(片側)	2,150	2,050	
	アームサポート(片側)			
前後調節	頭部支持部	3,500	3,300	
	骨盤・大腿支持部			
	足部支持部(片側)	2,100	2,000	
調節度	頭部支持部	4,050	3,800	
	テーブル	8,600	8,050	
脱着機構	体幹パッド(片側)	2,700	2,550	
	骨盤パッド(片側)			
	膝パッド(片側)			
	アームサポート(片側)			
	内転防止パッド	7,600	7,100	
機開 機閉	アームサポート(片側)	2,700	2,550	
	足部支持部(片側)			

- (注) 1. それぞれを1単位とすること。
 2. 脱着・開閉機構で、蝶(ちょう)番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、座位保持装置用部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

(完成用部品の一覧は巻末の「オ 完成用部品」の座位保持装置を参照

カ 耐用年数【新設】

耐用年数 (年)	備考
3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

- (注) 構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

3 修理基準

(5) 姿勢保持装置

修 理 項 目	上 限 価 格 (円)		旧 価 格 (円)	
ア 支持部の交換	1の(5)の工の(ア)に掲げる価に、 1,350円を加算した額をもって修理 価格とすること。		1の(4)の工の(ア)に掲げる価に、 1,300円を加算した額をもって修理 価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整	寸法調整	形状調整
頭 部	3,000	4,100	2,800	3,850
上 腕 部	1,800	2,750	1,700	2,600
前 腕・手 部				
体 幹 部	3,500	9,450	3,300	8,850
骨 盤・大 腿 部				
下 退 部	1,800	2,750	1,700	2,600
足 部				
ウ 支持部の連結、連結角度調整用品の交換	修理項目ごとに1の(5)の工の(イ) に掲げる価格に、1,350円を加算し た額をもって修理価格とすること。		修理項目ごとに1の(4)の工の(イ) に掲げる価格に、1,300円を加算し た額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(5)の工の(ウ)に掲げる基本価 格に、1,350円を加算した額をもって 修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合 は、当該機能のみに係わる部分につい ては、車椅子の修理基準に準ずること。		1の(4)の工の(ウ)に掲げる基本価 格に、1,300円を加算した額をもって 修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合 は、当該機能のみに係わる部分につい ては、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(5)の工の(エ) に掲げる価格をもって修理価格とす ること。		修理項目ごとに1の(4)の工の(エ) に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(5)の工の(オ) に掲げる価格をもって修理価格とす ること。		修理項目ごとに1の(4)の工の(オ) に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
キ ベルトの交換	25mm幅のものは960円、50mm幅 のものは1,300円とし、裏付きを必要 とする場合及びバックルを使用する場 合には、当該価格を2倍した額とす ること。		25mm幅のものは900円、50mm幅 のものは1,250円とし、裏付きを必要 とする場合には、当該価格を2倍した 額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(5)のオに掲げ る価格をもって修理価格とすること。		修理項目ごとに1の(4)のオに掲げ る価格をもって修理価格とすること。	

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができること。

車 椅 子

(6)車椅子 ※本要素基準より掲載

【新設】

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201 2016に定める構造を有するもの(パワーアシスト式を除く。)をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。

ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、ウ、エ及びオを必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ(必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格(円)	備 考
標準(上肢・体幹部・骨盤大腿部 下肢・足部)	17,900	
頭 頸 部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	上限価格(円)	備 考
自 走 式	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介 助 用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

(注)

オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格(円)	備 考
リクライニング機構	30,500	
ティルト機構	61,000	
ティルト・リクライニング機構	88,200	
リフト機構	152,400	

(注)

リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リ

クライニング機構に準ずる。

(6)車椅子
 工 加算要素価格
 (イ) 構造部品加算

本体部位	名称	上限価格(円)	備 考	
基本構造	後方大車輪(標準)	0	6輪構造とは、駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャストを取り付けたものは後方大車輪とすること。幅止めの構造を有する場合は1本当たり 6,000 円増しとすること。	
	前方大車輪	8,800		
	6輪構造	37,700		
シート	スリング式(標準)	0	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。板張り式の構を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。	
	張り調整式	8,650		
	板張り式	6,800		
バックサポート	スリング式(標準)	0	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。	
	張り調整式	8,650		
フット・レッグサポート(片側)	固定式(標準)	0	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。	
	挙上式	8,550		
	着脱式	6,250		
	開閉着脱式	7,350		
フットサポート	セパレート式(標準)	0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。	
	セパレート式(二重折込式)	4,300		
	中折式	5,000		
アームサポート(片側)	フレーム一体型	固定式(標準)	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ(標準)	0	介助用ブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しとすること	
駆動輪・主輪	固定式(標準)	0	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。片手駆動の構を有する場合は37,200円、レバー駆動の構造を有する場合は60,000円増しとすること。	
	着脱式	10,800		
タイヤ	エア(標準)	0		
	ノーパンク	9,100		
キャスト	ソリッド(標準)	0		
	衝撃吸収タイプ	15,000		
ハンドリム(片側)	プラスチック(標準)	0	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。	
	ステンレス	6,000		
	アルミ	5,000		

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名称	種類	上限価格(円)	備 考
クッション(カバー付き)	平面形状型	14,500	姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は算定することができないこと。ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用する場合は3,000円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は2,050円、防水加工を追加する場合は8,100円増しとすること。
	モールド型	56,500	
座板		5,000	クッション一体型の場合は3,000円増しとし、クッション(カバー付き)と併用加算できないこと。
背クッション		14,500	滑り止め加工を追加する場合は2,050円増しとすること。

(6)車椅子
 工 加算要素価格
 (ウ) 付 属 品

名 称	種 類	上限価格(円)	備 考
ヘッドサポート	着脱式(枕含む)	17,300	着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造を有するものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には4,900円増しとすること(バックサポート一体型には加えることができないこと)。
	マルチタイプ(枕含む)	29,500	
	枕(オーダーメイド)	11,200	
	枕(レディメイド)	6,300	
フットサポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりのものであること。
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	
テーブル	テーブル	11,800	
	テーブル取付部品(片側)	5,000	
転倒防止装置	パイプ	4,050	価格は、1個当たりのものであること。 キャスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は 3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	キャスタ付き	6,400	
搭 載 台		32,600	搭載台とは呼吸器搭載台、痰(たん)吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。 価格は、各搭載台1個当たりのものであること。
車載固定部品		3,250	価格は、1個当たりのものであること。
杖 た て	一本杖	3,250	
	多脚つえ	6,000	
酸素ボンベ固定装置		14,100	
栄養パック取付用ガードル架		11,000	
点 滴 ポ ール		11,300	
日 よ け		15,000	
雨 よ け		15,000	
泥 よ け		6,550	
スポークカバー		4,400	
リフレクタ		720	
高さ調整式手押しハンドル		4,250	
ブ レ ー キ	延長レバー	1,750	
ハンドリム	滑り止め	6,000	価格は、1個当たりのものであること。 ノブ付きのうち、垂直ノブの場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。
	ノブ付き	4,850	

(注)

- クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。
- カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。

オ 耐用年数

耐用年数(年)	備 考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(6)車椅子
3 修理基準

名称	種類	上限価格(円)	備考
フレーム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード(スカートガード)交換(片側)	7,400	
	溶接(修理箇所ごと)	10,700	
	6輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換(1本)	5,400	
シート	座布交換(スリング式)	12,300	板張り式の場合は1の(6)の工の(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。
	座布交換(張り調整式)	21,000	
	奥行き調整部品交換(片側)	9,250	
バックサポート	背布交換(スリング式)	12,300	背布交換のうち、ワイドフレーム、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は110%の範囲内の額とすること。バックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	背布交換(張り調整式)	21,000	
	バックサポートパイプ交換(片側)	4,150	
	バックサポートパイプ取付部品交換(片側)	4,000	
	背座間角度調整部品交換(片側)	8,800	
	背折れ機構部品交換(片側)	8,000	
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	フット・レッグサポートパッド交換(片側)	5,500	
	着脱式フット・レッグサポート交換(片側)	6,250	
	拳上式フット・レッグサポート交換(片側)	8,550	
	開閉拳上式フット・レッグサポート交換(片側)	11,100	
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換(片側)	7,350	
フットサポート	フットサポート交換(片側)	4,100	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	フットサポート交換(二重折込式、片側)	6,250	
	フットサポート交換(中折れ式)	8,750	
アームサポート(片側)	アームサポート交換(固定式)	5,000	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。アームサポート交換のうち、肘当て部分のみを交換する場合は固定式の価格をもって修理価格とすること。
	アームサポート交換(跳ね上げ式)	6,750	
	アームサポート交換(着脱式)	6,550	
ヘッドサポート	ヘッドサポートパイプ交換	4,150	ヘッドサポートとして独立したものに限る(バックサポート一体型は含まない)。
	ヘッドサポートパイプ取付部品交換	4,000	
(ブレーキ)	ブレーキ交換	9,900	
	介助用ブレーキ交換	8,700	
	フットブレーキ交換	8,650	
駆動輪・主輪(片側)	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主輪一式とは、リム、スポーク、タイヤ、チューブ、タイヤバルブ、ハブ及びハブ軸を含むものであること。ホイールとは、リム、スポーク、ハブ及びハブ軸を含むものであること。タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。ホイール交換のうち、着脱式ハブを含む場合は5,400円増しとし、片側を1単位とすること。
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	
	駆動輪・主輪ホイール交換(片手駆動式)	15,000	
	片手駆動部品交換	9,000	
	車軸位置調整部品交換	8,750	
	タイヤ交換	4,600	
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	
	チューブ交換	4,000	
キャスト(片側)	キャスト交換	8,700	キャストはキャスト輪及びフォークから構成されるものであること。衝撃吸収タイプの場合は7,500円増しとし、片側を1単位とすること。
	キャスト取付部品交換	7,600	

(6)車椅子
3 修理基準

名称	種 類	上限価格(円)	備 考
ハ ン ド リ ム (片 側)	ハンドリム交換(プラスチック)	5,250	ノブ付きの場合は4,850円増しとし、片側を1単位とすること。 片手駆動式の場合は3,300円増しとすること。
	ハンドリム交換(ステンレス)	12,700	
	ハンドリム交換(アルミ)	11,200	
付 属 品	付属品交換	修理項目ごとに1の(6)の工の(ウ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換(オーダーメイドに限る。)の場合は、1,350円を加算することができること。
そ の 他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1個(本)当たりのものであること。
	レバー交換	1,750	
	ワイヤ交換	3,000	
	メカロック交換	10,800	
	ガスダンパー交換	16,300	
	グリップ交換	500	

(注)
部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり 5,000 円を加算した額をもって修理価格とすること。

電 動 車 椅 子

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016 に定める構造を有するもの(パワーアシスト式に限る。)及び JIS T 9203-2016 に定める構造を有するものをいい、アの基本工法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。

ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工法のうち、ウ、エ及びオを必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	定 義	備 考
標準形	JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。 (低速用) 最高速度 4.5km/h以下の電動車椅子 (中速用) 最高速度 6.0km/h以下の電動車椅子	
簡易形	車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。 (切替式) 電動力行・手動力行を切り替え可能なもの (アシスト式) 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの	

ア 基本工法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ (必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格(円)	備 考
標準(上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部)	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注) レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

(7) 電動車椅子

ウ 本体価格

名 称	区 分	上限価格(円)	備 考
標準形	低 速 用	486,300	駆動モーター、充電器及び転倒防止装置を含むものであること。 オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。
	中 速 用	502,300	
簡易形	切 替 式	393,900	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができること。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置(折りたたみの有無は問わない)を含むものであること。
	アシスト式	412,600	

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格(円)	備 考
手動リクライニング機構	32,500	標準形にのみ加えることができること。
電動リクライニング機構	134,000	
電動ティルト機構	281,000	
電動ティルト・リクライニング機構	732,400	
電動リフト機構	433,000	

(7) 電動車椅子

(イ) 構造部品加算

本体部位	名称	上限価格(円)	備考	
操作ボックス	標準操作ボックス(標準)	0		
操作レバー	感度調整ノイスタイツク(標準)	0	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。	
スイッチ	標準スイッチ(標準)	0	スイッチ延長の場合は1本当たり1,050円増しとすること。	
バッテリー	標準形			
	シールドバッテリー(標準)	0		
	リチウムイオンバッテリー	62,300		
	簡易形			
	リチウムイオンバッテリー(標準)	0	ニッケル水素バッテリーの場合は37,000円減じた額とすること。	
基本構造	後方大車輪(標準)	0		
シート	板張り式(標準)	0	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。	
	スリング式	4,200		
	張り調整式	12,900		
バックサポート	スリング式(標準)	0	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。	
	張り調整式	8,650		
フット・レッグサポート(片側)	固定式(標準)	0	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。	
	挙上式	8,550		
	着脱式	6,250		
	開閉着脱式	7,350		
	挙上・開閉着脱式	11,100		
フットサポート	セパレート式(標準)	0	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。 強度を高めるために、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。	
	セパレート式(二重折込式)	4,300		
アームサポート(片側)	一体型	固定式(標準)	0	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
		跳ね上げ式	6,750	
		着脱式	6,550	
	独立型	固定式	5,000	
		跳ね上げ式	6,750	
	着脱式	6,550		
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ(標準)	0		
タイヤ	エア(標準)	0		
	ノーパンク	12,000		
キャスト	エア(標準)	0		
	ノーパンク	12,000		

(注)

1. 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
2. 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(7) 電動車椅子

エ 加算要素価格

(ウ) 付属品 No1

本体部位	種類	上限価格(円)	備考
パワーステアリング		54,300	
クライマーセット		19,100	
手動スイングアーム		10,600	
電動 チンコントロール 一式	(内訳)	(259,400)	
	パワースイングチンアーム	72,700	
	チン操作ボックス	16,200	
	セレクタ	93,800	
	液晶モニタ	55,400	
	頭部スイッチ・取付金具	21,300	
手動 チンコントロール 一式	(内訳)	(37,200)	
	手動スイングチンアーム	21,000	
	チン操作ボックス	16,200	
多様入力 コントローラ	非常停止スイッチボックス	51,100	
	4方向スイッチボード	31,900	
	8方向スイッチボード	53,300	
	小型ジョイスティックボックス	42,600	
	フォースセンサ	93,800	
	足用ボックス	42,600	
簡易1入力		95,900	
ジョイスティック ノブ	レバーノブ各種 形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)	7,500	
	レバーノブ各種 形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)	10,500	
フットサポート	ヒールループ	3,600	価格は、1個当たりのものであること。
	アングルストラップ	3,600	
	ステップカバー	4,000	

(注)

上記のほか、1の(6)のエの(ウ)の付属品を加えることができること。

オ 耐用年数

耐用年数(年)	備考
6	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

3 修理基準
(7) 電動車椅子
ア 標準形

名称	種類	上限価格(円)	備考
フレーム	フレーム交換	40,800	
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシートフレーム交換	86,500	
	電動リフトメインフレーム交換	108,100	
	サイドガード(スカートガード)交換(片側)	5,300	
	溶接(修理箇所ごと)	10,700	
操作ボタンス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティックばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部一式交換	32,500	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング制御部部品交換	5,400	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部一式交換	16,200	
電動リフト・電動ティルト・電動リクライニング自動停止制御部部品交換	5,400		
スイッチ	延長スイッチ交換	1,050	価格は、1個当たりのものであること。
バッテリー	バッテリー交換(シールド)	37,700	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリー交換(リチウムイオン電池)	100,000	
充電器	内蔵充電器交換	50,700	
	外部充電器交換	21,300	
	充電器部品交換	12,500	
シート	座布交換(スリング式)	12,300	板張り式の場合は1の(6)の工の(ウ)の付属品に掲げる座板の価格をもって修理価格とすること。
	座布交換(張り調整式)	21,000	
	座奥行き調整部品交換(片側)	9,250	
バックサポート	背布交換(スリング式)	12,300	背布交換のうち、ワイドフレーム、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は110%の範囲内の額とすること。バックサポートパイプ交換のうち、ワイドフレームの場合は7,000円、バックサポート延長(頭頸部まで)の場合は5,000円、高さ調整の構造を有する場合は6,600円増しとし、片側を1単位とすること。
	背布交換(張り調整式)	21,000	
	バックサポートパイプ交換(片側)	9,350	
	バックサポートパイプ取付部品交換(片側)	4,000	
	背座間角度調整部品交換(片側)	8,800	
	背折れ機構部品交換(片側)	8,000	
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・レッグサポートベルト交換のうち、全面張りの場合は4,000円増しとすること。
	フット・レッグサポートパッド交換(片側)	5,500	
	着脱式フット・レッグサポート交換(片側)	6,250	
	挙上式フット・レッグサポート交換(片側)	8,550	
	開閉挙上式フット・レッグサポート交換(片側)	11,100	
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換(片側)	7,350	
	フット・レッグサポートフレーム交換(片側)	5,700	
(フットサポート) 片側	フットサポート交換	12,300	フットサポートのうち、前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。強度を高めるために、金属製のフットサポートを使用する場合は15,000円増しとすること。
	フットサポート交換(二重折込式)	14,450	

3 修理基準

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格(円)	備考
アームサポート (片側)	アームサポート交換(固定式)	5,000	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。 アームサポート交換のうち、肘当て部分のみを交換する場合は固定式の価格をもって修理価格とすること。
	アームサポート交換(跳ね上げ式)	6,750	
	アームサポート交換(着脱式)	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換(標準形)	18,500	
駆動輪(片側) 主輪	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主輪一式とは、タイヤ、ホイール及びチューブを含むものであること。 タイヤ交換はチューブ交換を含まないものであること。
	タイヤ交換	6,450	
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	
	ホイール交換	5,550	
	チューブ交換	4,000	
前輪(片側)	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
電装系部品	コントローラ交換	89,800	価格は、1個当たりのものであること。
	コントローラ部品交換	10,100	
	電動リフトコントローラ交換	43,200	
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	
	電動ティルト・電動リクライニング コントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニング コントローラ部品交換	10,800	
	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動 リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニング モータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライ ニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニング装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニング装置 部品交換	23,400	
前輪パワーステアリング部品交換	54,300		
付属品	付属品交換	修理項目ごとに1の(7)の工の(ウ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	クッション、背クッション及びヘッドサポート交換(オーダーメイドに限る。)の場合は、1,350円を加算することができること。
その他	転倒防止装置	6,400	価格は、1個(回)当たりのものであること。
	リヤ・シャフト交換	7,100	
	電動リフトシャフト交換	54,100	
	電動ティルト・電動リクライニング シャフト交換	61,800	
	電動リフトチェーン交換	54,100	
	電動リフトチェーンアジャスタ交換	27,000	
	オイル又はグリス交換	2,850	

3 修理基準 (7) 電動車椅子 ア 標準形

名称	種類	上限価格(円)	備考
その他	クラッチ交換	9,150	
	レバー交換	1,750	
	ワイヤ交換	3,000	
	メカロック交換	10,800	
	ガスダンパー交換	16,300	
	グリップ交換	500	

(注)
部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり 5,000 円を加算した額をもって修理価格とすること。

ア 簡易形

名称	種類	上限価格(円)	備考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティックばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、1個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリー	バッテリー交換(リチウムイオン電池)	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリー交換(ニッケル水素電池)	62,000	
受電期	外部充電器交換	28,800	価格は、1個当たりのものであること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	13,300	
	介助用ブレーキ交換	17,400	
駆動輪・主輪(片側)	電動ユニット交換	100,400	電動ユニット交換のうち、バッテリーホルダー付きの場合は10,000円アシスト式の構造を有する場合は18,000円増しとすること。ホイール交換のうち、アシスト式の構造を有する場合は7,300円増しとすること。
	ホイール交換	13,600	
	ホイール部品交換	4,150	
	駆動装置部品交換	24,900	
	タイヤ交換	4,600	
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	
	チューブ交換	4,000	
ハンドリム(片側)	ハンドリム交換(切替式)	5,400	滑り止めハンドリムの場合は7,350円増しとすること。
	ハンドリム交換(アシスト式)	12,000	
電装系部品	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、1個当たりのものであること。
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	
その他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1個(回)当たりのものであること。
	オイル又はグリス交換	2,850	
	クラッチ交換	9,150	

(注)
1. 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり 5,000 円を加算した額をもって修理価格とすること。
2. 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

1 購入基準

(8) その他 No1

種目	名称	定義	付属品	上限価格 (円)	耐用 年数 (円)	備考	
視覚 障害者 安全つえ	障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。						
	普通用	携帯用、身体支持併用以外のもの	夜光装置 ベル ゴムグリップ	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付とした場合は460円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,400円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は860円増しとすること。 2 ベル付とした場合は450円増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート樹脂被覆付とした場合は1,650円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は750円増しとすること。	
		主体—繊維複合材料	上と同じ。	2,700			
		主体—軽金属	上と同じ。	2,800	5		
	携帯用	折りたたみ又はスライド等により鞆等に収納して持ち運びができるもの	上と同じ。	5,200	2		
		主体—繊維複合材料	上と同じ。	3,400			
		主体—木材	上と同じ。	3,300	4		
	身体 支持 併用	1本の脚部と1つの握り部からなり、前腕支持部がないもので、身体の支持やバランス保持の目的を含むもの	上と同じ。	4,600	4		
		主体—軽金属	上と同じ。	3,300	4		
	義 眼	欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を保持するために装着する人工の眼をいう。					
レディ メイド		虹彩や強膜の色、サイズ等が統一された既製のもの		17,900	2		
オーダー メイド	採型等により、健康眼に合わせて、形状、色等を細密に合わせて製作されるもの		86,900				
眼 鏡	矯正用	屈折異常を矯正する目的で、眼球に接触せずに、レンズ等を眼の前方に掛ける構造を有するもの	6D未満	16,900	4	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、4,350円増しとすること。 遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること。	
			6D以上	20,200			
			10D未満	24,000			
			10D以上	24,000			
			20D未満	24,000			
遮光用	羞明を軽減する目的で、可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって分光透過率曲線が公表されているもの	前掛式	22,400	4	上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。		
		掛け めがね式	31,200				
コンタクト レンズ	屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの		13,000	2	上限価格はレンズ1枚のものであること。多段階レンズについては、7,150円、虹彩付レンズについては、5,150円増しとすること。		
弱視用	対象物の眼への入射角を拡大(又は縮小)して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持って使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式		A 38,200	4	高倍率(3倍率以上)の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。		
			B 18,600				

1 購入基準

(8) その他 No2

種目	名称	定義	付属品	上限価格 (円)	耐用 年数 (円)	備 考
補 聴 器	高度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C 5512-2000による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② JIS C 5512-2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池 イヤモールド	44,000	5	上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり修理による支給は認められないこと。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、250円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
	高度難聴用 耳かけ型			71,200		
	重度難聴用 ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① JIS C 5512-2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② JIS C 5512-2015による90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が、130デシベル以上のもの。 その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	電池 イヤモールド	59,000		
	重度難聴用 耳かけ型			71,200		
補 聴 器	耳あな型 (レディ メイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。 ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	92,000	5	
	耳あな型 (オーダ ーメイド)		電池	144,900		
	骨導式 ポケット型	IEC 60118-9 (1985)による。 90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	74,100		
	骨導式 眼鏡型		電池 平面レンズ	126,900		
座位 保持 椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		26,100	3	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は6,000円増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は5,350円増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、43,800円増しとすること。
保持 具 起立		下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの		31,700	3	児童に限る。

1 購入基準

(8) その他 No3

種目	名称	定義	付属品	上限価格 (円)	耐用 年数 (円)	備 考
歩 行 器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。					
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		70,000	5	腰掛付とは、休息用のシートが付いたものをいう。 サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは、骨盤支持具付きのものは、67,700円増しとすること。後方支持型の場合は23,300円増しとすること。
	四輪型 (腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900		
	四輪型 (腰掛なし)	上と同じ。		43,900		
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700		
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900		
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		24,400		
交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの		33,300			
保持具 頭部		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの		7,550	3	児童に限る。
排便補助具		排便を補助するものであって、パッド等を装着することにより、又は背もたれ及び腰掛を有する椅子状のものであることにより、座位を保持しつつ、排便をすることを可能にする機能を有するもので、持ち運びが可能なものに限ること。		10,000	2	児童に限る。
歩 行 補 助 つ え	松葉づえ	1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体—木材(十分な強度を有するもの) A 普通型 B 伸縮型	夜光材	A 3,800 B 3,800	2	夜光材付とした場合は、470円(全面夜光材付とした場合1,350円)増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円増しとすること。
		1本の脚部と脇当て及び2本の側弓の間に一つの握り部を有するもの 主体—軽金属 A 普通型 B 伸縮型		A 4,600 B 5,150		
	カナディアン・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、上腕カフ及び肘当てを有するもの	夜光材	10,000	4	
	ロフストランド・クラッチ	1本の脚部と一つの握り部、前腕カフを有するもの	夜光材	10,000	4	

1 購入基準

(8) その他 No4

種目	名称	定義	付属品	上限価格 (円)	耐用 年数 (円)	備 考
歩行補助つえ	多脚つえ	3本以上の脚と握りとを有するもの JIS T 9267-2020による。	夜光材	7,600	4	
	プラットホーム杖	1本の脚部と一つの特異な形の握り部、水平の前腕支持部を有するもの	夜光材	27,600	4	
重度障害者用意思伝達装置	文字等 走査入力 方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	152,700	5	プリンタを必要としない場合は、15,000円減じた額とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。 簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体現象方式とは、生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	203,900		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	480,600		
		通信機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。			
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	480,600		

備考

1. 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
2. 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。

3 修理基準

(8) その他 No1

種目	形式	修理部位	上限価格(円)	備考
視覚障害者 安全つえ		マグネット付き石突交換	870	
眼鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,350円増しとすること。
		矯正用レンズ(6D未満)交換	4,900	
		矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	
		矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	
		遮光用レンズ交換	11,500	
補聴器		耳あな型シェル交換(レディメイド)	6,650	
		耳あな型シェル交換(オーダーメイド)	27,900	
		耳あな型スイッチ交換	3,300	
		耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,850	
		耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	13,400	
		耳あな型極板交換	1,100	
		耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8,850	
		耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	12,200	
		耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	14,200	
		耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	16,800	
		耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	15,000	
		耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	21,100	
		耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,200	
		耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	9,400	
		耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,200	
		耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	9,400	
		耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,100	
		耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)	1,600	
		耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,650	
		耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	10,000	
		耳あな型サスペンション交換	940	
		耳あな型アンプ組立交換(レディメイド)	33,500	
		耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)	44,600	
		耳かけ型ケース組立交換	3,950	
		耳かけ型スイッチ交換	4,750	
		耳かけ型テレホンコイル交換	2,650	
		耳かけ型極板交換	1,550	
		耳かけ型ボリューム交換	6,800	
		耳かけ型マイクロホン交換	12,400	
		耳かけ型レシーバー交換	12,800	
		耳かけ型トリマー交換	2,000	
		耳かけ型フック交換	650	
		耳かけ型電池ホルダー交換	1,050	
		耳かけ型耳栓組立交換	630	
		耳かけ型サスペンション交換	670	
		耳かけ型アンプ組立交換	31,600	
		重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,300	
		重度難聴用ポケット型テレホンコイル交換	1,400	
		重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,750	
		重度難聴用イヤホン交換	5,800	
		重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,800	
		重度難聴用コード交換	1,900	
		重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	42,700	
	眼鏡型ケース組立交換	9,900		
	眼鏡型スイッチ交換	3,650		

3 修理基準

(8) その他 No2

種目	形式	修理部位	上限価格(円)	備考
補聴器		眼鏡型テレホンコイル交換	3,450	
		眼鏡型極板交換	1,450	
		眼鏡型ボリューム交換	4,800	
		眼鏡型マイクロホン交換	14,700	
		眼鏡型骨導子交換	17,300	
		眼鏡型アンプ組立交換	24,400	
		眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	37,200	
		眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	57,800	
		眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,600	
		眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3,250	
		眼鏡型フロント(前枠)交換	10,000	
		眼鏡型平面レンズ交換	3,800	
		ポケット型ケース組立交換	5,700	
		ポケット型クリップ交換	1,250	
		ポケット型スイッチ交換	3,700	
		ポケット型テレホンコイル交換	1,400	
		ポケット型極板交換	1,400	
		ポケット型ボリューム交換	4,800	
		ポケット型マイクロホン交換	5,700	
		骨導式ポケット型レシーバー交換	11,100	
		骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,300	
		ダンパー入り耳かけ型フック交換	1,000	
		受信機交換	97,300	
		受信機基板交換	29,200	
		受信機部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,250	
		ワイヤレスマイク交換	135,400	
		ワイヤレスマイク基板交換	40,600	
		ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,700	
		ワイヤレスマイクマイクロホン交換	12,600	
		ワイヤレスマイクディスプレイ交換	12,600	
		ワイヤレスマイク部品(ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ)交換	5,250	
		イヤモールド交換	9,500	
		コンセント交換	870	
	IC回路交換	4,800		
	イヤホン交換	3,350		
	コード交換	710		
	トランジスター又はダイオード交換	2,150		
	抵抗交換	2,150		
	コンデンサ交換	2,150		
	トランス交換	2,000		
	オーディオシュー交換	5,250		
人工内耳		人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	部品の交換を伴う修理は認められないこと。
歩行器		キャスタ(大)交換	8,200	
		キャスタ(小)交換	4,100	
		腰掛交換	5,350	
		肘当交換	7,950	
		ブレーキ交換	15,700	
		グリップ交換	2,050	
		塗装	9,400	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
歩行補助つえ		脇当交換	1,650	
		凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換	1,150	

3 修理基準

(8) その他 No3

種目	形式	修理部位	上限価格(円)	備考
重度障害者用意思伝達装置		本体修理	53,400	
		固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換	32,000	
		固定台(自立スタンド式)交換	62,000	
		入力装置固定具交換	32,000	
		呼び鈴交換	21,300	
		呼び鈴分岐装置交換	35,800	
		接点式入力装置(スイッチ)交換	10,600	
		帯電式入力装置(スイッチ)交換	42,700	触れる操作で信号入力可能なタッチセンサコントローラであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,600円、ピンタッチ式先端部は13,000円増しとすること。
		筋電式入力装置(スイッチ)交換	85,400	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
		光電式入力装置(スイッチ)交換	53,400	
		呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換	37,300	
		圧電素子式入力装置(スイッチ)交換	42,700	
		空気圧式入力装置(スイッチ)交換	42,700	
		視線検出式入力装置(スイッチ)交換	220,000	
	遠隔制御装置交換	36,000		

(注)

1. 価格は、原則として1枚(個)当たりとすること。
2. 部品交換の価格は、1回当たりとすること。

2 借受け基準【新設】

(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名称	定義	付属品	上限価格(円)	備考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は、250円増しとすること。座面に軟性の内張りを付した場合は、220円増しとすること。車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかわらず、1,800円増しとすること。
歩行器	JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。				
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし前輪を自在車輪とすること。		1,750	
	四輪型(腰掛付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,050	腰掛付きとは、休息用のシートが付いたものをいう。
	四輪型(腰掛なし)	上と同じ。		1,050	サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、1,650円増しとすること。後方支持型のものは、580円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		940	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		740	
	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの		610	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,800	プリンタを必要としない場合は、370円減じた額とすること。 ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	5,050	簡易な環境制御機能が付加されたものとは1つの機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	12,000	高度な環境制御機能が付加されたものとは複数の機器操作に関する要求項目を、インタフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。		生体現象方式とは、生体現象(脳波や脳の血液量等)を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。
	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	身体の障害の状況により、付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	12,000	

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

令和6年(2024年)4月1日適用
補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準
第15次改正 令和6年3月31日厚生労働省告示第129号

公益財団法人 鉄道弘済会 義肢装具サポートセンター
令和6年(2024年)6月20日作成 6月25日配布